

社 援 発 1 1 3 0 第 4 1 号
令 和 5 月 1 1 月 3 0 日

各

都道府県知事
指定都市長
中核市市長
関係団体の長

 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」
の一部改正について

標記「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」
(平成 20 年 3 月 28 日付社援発第 0328001 号) を別紙新旧対照表のとおり改正する。

新 旧 対 照 表

改正	現行
<p style="text-align: right;">社 援 発 第 0328001 号 平 成 2 0 年 3 月 2 8 日</p> <p style="text-align: right;">(最終改正) <u>社 援 発 1130 第 41 号</u> <u>令 和 5 年 11 月 30 日</u></p> <p style="text-align: center;">各 都道府県知事 指定都市長 中核市市長 関係団体の長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 7 条第 2 号及び第 3 号又は第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号の規定に基づく養成施設の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号。以下「養成施設指定規則」という。）に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添 1 のとおり「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」を、別添 2 のとおり「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」を定め、養成施設の指定に際しては、養成施設指定規則によるほか、これらの指針に基づき行うこととし、平成 21 年 4 月 1 日（社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号。以下「令」という。）附則第 2 条第 2 項の規定に基づく指定を行う場合にあっては、平成 20 年 4 月 1 日）より適用することとしましたので通知します。</p> <p>都道府県知事は、令第 11 条第 4 項により、養成施設の指定をしたとき、変更の承認をしたとき、変更の届出を受理したとき、報告を受理したとき、養成施設の指定を取り消したときは、遅滞なく厚生労働大臣に報告すること。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」（昭和 63 年 1 月 14 日付け厚生省社会局長通知）、「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」（昭和 63 年 2 月 12 日付け社席第 26 号社会局長通知）及び「社</p>	<p style="text-align: right;">社 援 発 第 0328001 号 平 成 2 0 年 3 月 2 8 日</p> <p style="text-align: right;">(最終改正) <u>社 援 発 0330 第 76 号</u> <u>令 和 5 年 3 月 30 日</u></p> <p style="text-align: center;">各 都道府県知事 指定都市長 中核市市長 関係団体の長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 7 条第 2 号及び第 3 号又は第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号の規定に基づく養成施設の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号。以下「養成施設指定規則」という。）に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添 1 のとおり「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」を、別添 2 のとおり「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」を定め、養成施設の指定に際しては、養成施設指定規則によるほか、これらの指針に基づき行うこととし、平成 21 年 4 月 1 日（社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号。以下「令」という。）附則第 2 条第 2 項の規定に基づく指定を行う場合にあっては、平成 20 年 4 月 1 日）より適用することとしましたので通知します。</p> <p>都道府県知事は、令第 11 条第 4 項により、養成施設の指定をしたとき、変更の承認をしたとき、変更の届出を受理したとき、報告を受理したとき、養成施設の指定を取り消したときは、遅滞なく厚生労働大臣に報告すること。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」（昭和 63 年 1 月 14 日付け厚生省社会局長通知）、「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」（昭和 63 年 2 月 12 日付け社席第 26 号社会局長通知）及び</p>

会福祉士養成施設等及び介護福祉士養成施設等の実習施設に関する意見書について」(昭和63年2月12日付け社庶第27号社会局長・児童家庭局長通知)は平成21年3月31日をもって廃止します。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定に基づく技術的助言である。

別添1

社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針

1、2 (同右)

3 設置計画書等に関する事項

(1)、(2) (同右)

(3) 社会福祉士養成施設設置計画書及び社会福祉士養成施設定員等変更計画書の提出は、電子媒体又は紙媒体によることとし、紙媒体による場合の提出部数は1部とすること。

(4)、(5) (同右)

4 指定申請書等に関する事項

(1) (同右)

(2) 社会福祉士養成施設指定申請書及び社会福祉士養成施設変更承認申請書の提出は、電子媒体又は紙媒体によることとし、紙媒体による場合の提出部数は1部とすること。

(3) (同右)

5～9 (同右)

10 実習に関する事項

(1) ソーシャルワーク実習を担当する教員は、少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、実習期間中に少なくとも1回以上の巡回指導を行う場合に限り、実習施設との十分な連携の下、定期的巡回指導に代えて、生徒が社会福祉士養成施設において学習する日を設定し、指導を行うこと(以下「帰校日指導」という。)も差し支えないこと。

なお、巡回指導及び帰校日指導は対面で行うことを基本とするが、生徒の希望に基づき、先進的な取組を行っている地域や卒業後のUターン就職を見据えた出身地など、生徒が通う学校から遠方の実習施設で実習を行う場合は、巡回指導及び帰校日指導に代えて教員が生徒のいる実習施設とオンラインで接続した実習指導を行うことも可能とする。オンラインで接続した実習指導を行う場合においても、当該生徒の実習が始まる前1年以内に1回以上実習施設の視察を行い、実習指導者との十分な連携の下適切な指導環境を確保すること。また、「ソーシャルワーク実習・実習指導におけるIC

「社会福祉士養成施設等及び介護福祉士養成施設等の実習施設に関する意見書について」(昭和63年2月12日付け社庶第27号社会局長・児童家庭局長通知)は平成21年3月31日をもって廃止します。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定に基づく技術的助言である。

別添1

社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針

1、2 (略)

3 設置計画書等に関する事項

(1)、(2) (略)

(3) 社会福祉士養成施設設置計画書及び社会福祉士養成施設定員等変更計画書の提出部数は1部とすること。

(4)、(5) (略)

4 指定申請書等に関する事項

(1) (略)

(2) 社会福祉士養成施設指定申請書及び社会福祉士養成施設変更承認申請書の提出部数は1部とすること。

(3) (略)

5～9 (略)

10 実習に関する事項

(1) 実習先は、巡回指導が可能な範囲で選定するとともに、ソーシャルワーク実習を担当する教員は、少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、実習期間中に少なくとも1回以上の巡回指導を行う場合に限り、実習施設との十分な連携の下、定期的巡回指導に代えて、生徒が社会福祉士養成施設において学習する日を設定し、指導を行うことも差し支えないこと。

<p><u>ICT活用のガイドライン（令和5年11月30日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）」を参照し、実習施設に対する説明（ICT活用の目的・設備や機材など環境整備等）や情報セキュリティの十分な確保など必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(2)～(9) (同右)</p> <p>11～13 (同右)</p> <p>別表1、2 (同右) (様式1)～(様式4) (同右)</p> <p>別添2 介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針</p> <p>I 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設</p> <p>1、2 (同右)</p> <p>3 設置計画書等に関する事項 (1)、(2) (同右) (3) 介護福祉士養成施設設置計画書及び介護福祉士養成施設定員等変更計画書の提出は、<u>電子媒体又は紙媒体によることとし、紙媒体による場合の提出部数は1部とすること。</u> (4)、(5) (同右)</p> <p>4 指定申請書等に関する事項 (1) (同右) (2) 介護福祉士養成施設指定申請書及び介護福祉士養成施設変更承認申請書の提出は、<u>電子媒体又は紙媒体によることとし、紙媒体による場合の提出部数は1部とすること。</u> (3) (同右)</p> <p>5～13 (同右)</p> <p>II (同右)</p> <p>別表1～別表5 (同右) (様式1)～(様式7) (同右)</p>	<p>(2)～(9) (略)</p> <p>11～13 (略)</p> <p>別表1、2 (略) (様式1)～(様式4) (略)</p> <p>別添2 介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針</p> <p>I 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 設置計画書等に関する事項 (1)、(2) (略) (3) 介護福祉士養成施設設置計画書及び介護福祉士養成施設定員等変更計画書の提出部数は1部とすること。 (4)、(5) (略)</p> <p>4 指定申請書等に関する事項 (1) (略) (2) 介護福祉士養成施設指定申請書及び介護福祉士養成施設変更承認申請書の提出部数は1部とすること。 (3) (略)</p> <p>5～13 (略)</p> <p>II (略)</p> <p>別表1～別表5 (略) (様式1)～(様式7) (略)</p>
---	--

社 援 発 第 0328001 号
平成 20 年 3 月 28 日

(最終改正)

社 援 発 1130 第 41 号
令和 5 年 11 月 30 日

各 { 都道府県知事
指定都市長
中核市市長
関係団体の長 } 殿

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 7 条第 2 号及び第 3 号又は第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号の規定に基づく養成施設の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号。以下「養成施設指定規則」という。）に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添 1 のとおり「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」を、別添 2 のとおり「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」を定め、養成施設の指定に際しては、養成施設指定規則によるほか、これらの指針に基づき行うこととし、平成 21 年 4 月 1 日（社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号。以下「令」という。）附則第 2 条第 2 項の規定に基づく指定を行う場合にあっては、平成 20 年 4 月 1 日）より適用することとしましたので通知します。

都道府県知事は、令第 11 条第 4 項により、養成施設の指定をしたとき、変更の承認をしたとき、変更の届出を受理したとき、報告を受理したとき、養成施設の指定を取り消した

ときは、遅滞なく厚生労働大臣に報告すること。

なお、本通知の施行に伴い、「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」（昭和 63 年 1 月 14 日付け厚生省社会局長通知）、「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」（昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 26 号社会局長通知）及び「社会福祉士養成施設等及び介護福祉士養成施設等の実習施設に関する意見書について」（昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 27 号社会局長・児童家庭局長通知）は平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止します。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定に基づく技術的助言である。

別添 1

社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針

1 設置主体等に関する事項

設置主体は、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすること。

2 校地・校舎等及び施設設備等に関する事項

(1) 昼間課程及び夜間課程においては、校地及び校舎等建物について、設置者が所有するものであることを原則とすること。なお、次の要件を満たし、かつ、概ね 20 年以上にわたって使用できる場合には、借地又は借家であっても差し支えないこと。

ア 賃貸借契約が締結されていること（設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい。）。

イ 校地について地上権若しくは賃借権又は校舎等建物について賃借権の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。

また、校舎等建物が自己所有の場合については、原則として申請年内（12 月末日まで）に工事を完了すること。

(2) 暫定校舎及び恒久的な使用に充てるとは思えない簡易建物は原則として校舎とは認められないこと。

(3) 通信課程においては、契約等により面接授業実施期間において講義室、演習室その他の諸設備の使用が確保されていること。

(4) 備品等については、原則として全て申請年内に備え付けを完了すること。

(5) 普通教室の広さは、内法による測定で生徒 1 人当たり 1.65 平方メートル以上であること。

(6) 演習室の 2 分の 1 以上に、視聴覚機器を備え付けること。

(7) 図書室を有すること。図書室は、十分な閲覧スペースと閲覧設備(机、いす等)が整備されていること。また、図書室の蔵書以外にも、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号。以下「養成施設指定規則」という。）別表第 1 に定める科目に関連する文献等について情報を検索できるよう、必要な機器を整備する

こと。

- (8) 養成施設指定規則別表第1に定める科目に関する専門図書及び学術雑誌について、生徒の希望を勘案し、定期的にこれらを補充又は更新し、その充実を図ること。
- (9) 生徒がパーソナルコンピューター等のIT機器を活用した相談援助の技術等を学習することができるよう、必要な機器を整備することが望ましいこと。

3 設置計画書等に関する事項

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第2号及び第3号の規定に基づく養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）を設置しようとする者は、授業を開始しようとする日の1年前までに様式1による社会福祉士養成施設設置計画書を都道府県知事に提出すること。
- (2) 社会福祉士養成施設の修業年限、養成課程、入所定員（定員を増加する場合に限る。）及び学級数の変更を行おうとする者は、学則を変更しようとする日の1年前までに様式1に準ずる社会福祉士養成施設定員等変更計画書を都道府県知事に提出すること。
- (3) 社会福祉士養成施設設置計画書及び社会福祉士養成施設定員等変更計画書の提出は、電子媒体又は紙媒体によることとし、紙媒体による場合の提出部数は1部とすること。
- (4) (1) 又は (2) の場合にあっては都道府県にあらかじめ相談すること。
- (5) 社会福祉士養成施設に係る広告等は、専修学校等認可権者に確認を行った上で、社会福祉士養成施設設置計画書等の提出以降行って差し支えないこと。

4 指定申請書等に関する事項

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（平成62年政令第402号。以下「令」という。）第3条の指定の申請及び第4条第1項の変更の承認の申請は、授業を開始しようとする日（変更の承認にあっては変更を行おうとする日）の6か月前までに、様式2による社会福祉士養成施設指定申請書又は様式2に準ずる社会福祉士養成施設変更承認申請書を都道府県知事に提出すること。

ただし、令第4条第1項の変更の承認の申請であって、養成施設指定規則第9条第1項に規定する事項のうち、入所定員の減に関する事項の変更の承認の申請については、変更を行おうとする日の3か月前までに提出すること。

- (2) 社会福祉士養成施設指定申請書及び社会福祉士養成施設変更承認申請書の提出は、

電子媒体又は紙媒体によることとし、紙媒体による場合の提出部数は1部とすること。

(3) 生徒の募集（募集要項の配布や入所試験の実施等をいう。以下同じ。）は、専修学校等認可権者に確認を行った上で、社会福祉士養成施設指定申請書等の提出以降行って差し支えないこと。ただし、生徒の募集に当たっては次の点に留意しなければならないこと。

ア 申請者の責任において行うこと。

イ 指定等が確定したと誤解されるような表現は避けること。

ウ 指定等の前に教育内容や教員等に関する情報を公表する場合にあっては、必ず予定である旨を明示すること。

5 学則に関する事項

学則には少なくとも次に掲げる諸事項が明示されていること。

ア 設置目的

イ 名称

ウ 位置

エ 修業年限

オ 生徒定員、学級数（通信課程にあっては、生徒定員）

カ 養成課程、履修方法

キ 学年、学期、休業日

ク 入所時期

ケ 入所資格

コ 入所者の選考

サ 入所手続

シ 退学、休学、復学、卒業

ス 学習の評価及び課程修了の認定

セ 入所検定料、入所料、授業料、実習費等

ソ 教職員の組織

タ 賞罰

6 生徒に関する事項

(1) 学則に定める生徒定員は、生徒の確保の見通し及び卒業生の就職先の確保の見通し等に照らして適正な人数とし、当該生徒定員を厳守すること。

(2) 入所資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこととし、入所の選考は、学力検査の成績等を勘案して適正に行うこと。

また、入所志願者に対しては、入所願書に併せて、それぞれ次の書類を提出させること。

なお、法第7条第2号に規定する基礎科目（以下「基礎科目」という。）の読替の範囲及び法第7条第4号に規定する指定施設における実務経験の範囲については別途示す。

ア 法第7条第2号に該当する者

大学等卒業証明書(学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入所が認められた者にあつては、そのことを証明する書面)及び様式3による基礎科目の履修証明書(以下「基礎科目履修証明書」という。)

イ 法第7条第3号に該当する者

大学等卒業証明書(学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入所が認められた者にあつては、そのことを証明する書面)

ウ 法第7条第5号に該当する者

短期大学等卒業証明書、基礎科目履修証明書及び様式4による法第7条第4号に規定する指定施設における実務経験証明書(以下「実務経験証明書」という。)

エ 法第7条第6号に該当する者

短期大学等卒業証明書及び実務経験証明書

オ 法第7条第8号に該当する者

短期大学等卒業証明書、基礎科目履修証明書及び実務経験証明書

カ 法第7条第9号に該当する者

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項第2号に規定する養成機関の修了証明書及び実務経験証明書

キ 法第7条第10号に該当する者

短期大学等卒業証明書及び実務経験証明書

ク 法第7条第11号に該当する者

実務経験証明書

ケ 法第7条第12号に該当する者

様式4による法第7条第12号に規定する職種であった期間に関する実務経験証明書

- (3) 生徒の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握すること。
- (4) 養成施設指定規則別表第1に掲げる各科目の出席時間数が養成施設指定規則に定める時間数の3分の2（ただし、ソーシャルワーク実習については5分の4）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。また、学則にその旨が明記されていること。
- (5) 他の学校等において履修した科目（以下「履修科目」という。）については、各社会福祉士養成施設において、生徒からの申請に基づき、履修科目の教育内容を当該養成施設の教育内容に照らし、当該教育内容に相当するものと認められる場合には、総履修時間数の2分の1を超えない範囲で当該養成施設における科目の履修に代えて差し支えないものであること。

ただし、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習については、一体不可分に行うことで教育効果が見込まれるものであるから、これらの科目のうち、他の学校等において履修した一方の科目のみを当該養成施設における科目の履修に代えることは認められないものであること。
- (6) 健康診断の実施、疾病の予防措置等生徒の保健衛生に必要な措置を講ずること。
- (7) 入所、卒業、成績、出席状況等生徒に関する書類が確実に保存されていること。

7 教員に関する事項

- (1) 教員の数は、養成施設指定規則別表第1に定める各科目（ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習（以下「実習演習科目」という。）を除く。）（通信課程については養成施設指定規則別表第3に定める各科目）を担当するのに適当な数であること。
- (2) 実習演習科目を担当する教員の員数は、実習演習科目ごとにそれぞれ生徒20人につき、1人以上とすること。ただし、この場合の教員の員数は、教育上支障のない範囲で延べ人数として必要数が確保されていれば足りるものであり、この場合の生徒とは、社会福祉士養成施設において実習演習科目を受講する生徒の上限をいうものであること。

(例) ソーシャルワーク実習を受講する生徒が 80 人 (生徒 20 人×A・B・C・Dの 4 学級である場合)

A 学級 → 教員 a が担当

B 学級 → 教員 a が担当

C 学級 → 教員 b が担当

D 学級 → 教員 b が担当

※ A 学級と B 学級、C 学級と D 学級がそれぞれ異なる授業時間帯であれば、合計教員数 2 人 (延べ 4 人) で可。

また、ソーシャルワーク実習を担当する教員の員数については、ソーシャルワーク実習に係る生徒の履修認定等が適切に行える場合に限り、ソーシャルワーク実習指導を担当する教員の員数が確保されていれば足りるものとして差し支えないものであること。

(3) 原則として、教員は、1 の社会福祉士養成施設 (1 の社会福祉士養成施設に 2 以上の課程がある場合は、1 の課程) に限り、専任教員となるものであること。

(4) 通信課程においては、添削指導を担当できる者 (以下、「添削指導者」という。) を置くものとする。

(5) 各科目の教員 (添削指導者を含む。) の資格要件については、次のアからキまでの科目ごとにそれぞれ掲げる者のうち、いずれかに該当するものとする。

ア 医学概論

(ア) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(イ) 医師

(ウ) 保健師、助産師又は看護師の資格取得後、5 年以上看護業務に従事した経験がある者

イ 心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会保障、社会福祉調査の基礎、福祉サービスの組織と経営

(ア) 学校教育法に基づく大学 (大学院及び短期大学を含む。以下この (5) において同じ。) 又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師 (非常勤を含む。) として選考された者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を 3 年以上担

当した経験を有する者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者
で修士又は博士の学位を有する者

ウ 社会福祉の原理と政策、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、権利擁護を支
える法制度、刑事司法と福祉

(ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従
い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選
考された者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担
当した経験を有する者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者
で修士又は博士の学位を有する者

(エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関
する業務に5年以上従事した経験を有する者

(オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有
する者

(カ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験
を有する者

エ ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法

(ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従
い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選
考された者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担
当した経験を有する者

(ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者
で修士又は博士の学位を有する者

(エ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有
する者

(オ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験
を有する者

- オ ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法（専門）
- (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者
 - (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者
 - (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
 - (エ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- カ 高齢者福祉
- (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者
 - (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者
 - (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
 - (エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験のある者
 - (オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
 - (カ) 介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師の資格取得後、5年以上介護又は看護業務に従事した経験がある者
- キ 児童・家庭福祉、貧困に対する支援、保健医療と福祉
- (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者
 - (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者

- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者
で修士又は博士の学位を有する者
- (エ) 国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に
関する業務に5年以上従事した経験を有する者
- (オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有
する者

ク ソーシャルワーク演習

- (ア) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育
施設において、教授、准教授、助教又は講師として、社会福祉士の養成に係る実
習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士の養成
に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- (ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有
する者
- (エ) 社会福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を修得
させるために行う講習会であつて、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすもの
としてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者に
準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者
- (オ) 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平
成十年厚生省令第十二号）第五条第一号トの（1）から（4）に掲げる者

ケ ソーシャルワーク演習（専門）

- (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、
助教又は講師（非常勤を含む。）として、当該科目を5年以上担当した経験を有
する者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を5年以
上担当した経験を有する者
- (ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有
する者
- (エ) 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ト（4）に規定する講習
会（以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。）において、当該科目の

指導に係る課程を修了した者

コ ソーシャルワーク実習、ソーシャルワーク実習指導

(ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者

(イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者

(ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

(エ) 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ト（4）に規定する講習会（以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。）において、当該科目の指導に係る課程を修了した者

サ 添削指導者

アからコまでに掲げる各科目（ソーシャルワーク実習を除く。）の教員の資格要件に該当する者及び現に大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻している者

8 教育に関する事項

(1) 養成施設指定規則別表第1に定める科目の教育内容は、別表第1の内容以上であること。

(2) 実習演習科目（ソーシャルワーク演習を除く。）については、合同授業（社会福祉士養成施設で複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は社会福祉士養成施設の複数の課程間において同時に授業を行うことをいう。）又は合併授業（社会福祉士養成施設と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。）を行わないこと。ただし、生徒全体に対するオリエンテーションや実習報告会を行う場合など、教育上支障がない場合にあつては、この限りではない。

(3) 通信課程においては、次の基準を満たしていること。

ア 養成施設指定規則別表第3に掲げる各科目（ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習を除く。）ごとに、少なくとも1回以上レポートの提出等を求め、生徒の評価を行うこと。

また、印刷教材による授業の時間数90時間（当該印刷教材による授業の時間数が

90 時間に満たない場合あつては、当該時間数)につき1回以上の添削指導を行うこと。

イ 面接授業は、原則として通信課程を行う社会福祉士養成施設が自ら行うこと。

ただし、当該社会福祉士養成施設が面接授業の管理を確実に行うことができる場合であつて、委託先が次のいずれかに該当する場合は、当該面接授業を委託することも差し支えないこと。

(ア) 他の社会福祉士養成施設又は社会福祉士学校（法第7条第2号又は第3号に規定する学校をいう。）

(イ) 社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号）第5条第1項に規定する確認を受けた大学等

9 演習に関する事項

(1) ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）の実施に当たっては、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分踏まえること。

(2) 精神保健福祉士養成課程の「ソーシャルワーク演習」を履修した者については、ソーシャルワーク演習の履修を免除することができること。

10 実習に関する事項

(1) ソーシャルワーク実習を担当する教員は、少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、実習期間中に少なくとも1回以上の巡回指導を行う場合に限り、実習施設との十分な連携の下、定期的巡回指導に代えて、生徒が社会福祉士養成施設において学習する日を設定し、指導を行うこと（以下「帰校日指導」という。）も差し支えないこと。

なお、巡回指導及び帰校日指導は対面で行うことを基本とするが、生徒の希望に基づき、先進的な取組を行っている地域や卒業後のUターン就職を見据えた出身地など、生徒が通う学校から遠方の実習施設で実習を行う場合は、巡回指導及び帰校日指導に代えて教員が生徒のいる実習施設とオンラインで接続した実習指導を行うことも可能とする。オンラインで接続した実習指導を行う場合においても、当該生徒の実習が始まる前1年以内に1回以上実習施設の視察を行い、実習指導者との十分な連携の下適

切な指導環境を確保すること。また、「ソーシャルワーク実習・実習指導におけるICT活用のガイドライン（令和5年11月30日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）」を参照し、実習施設に対する説明（ICT活用の目的・設備や機材など環境整備等）や情報セキュリティの十分な確保など必要な措置を講ずること。

(2) ソーシャルワーク実習は、相談援助業務の一連の過程を網羅的かつ集中的に学習できるよう、1の実習施設において180時間以上行うことを基本とすること。

ア ソーシャルワーク実習は、機能の異なる2カ所以上の実習施設等で実施すること。

イ 180時間以上の実習を行う機関・事業所においては、相談援助業務の一連の過程の学習に加え、複数の機関・事業所や地域との関係性を含めた包括的な支援について学習すること。

(3) 精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している者については、実習のうち60時間を上限として免除可能とすること。

(4) 実習内容、実習指導体制及び実習中のリスク管理等については実習先との間で十分に協議し、確認を行うこと。

(5) 各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること。

(6) 実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号カに規定する講習会（以下「社会福祉士実習指導者講習会」という。）の課程を修了したものであること。

(7) ソーシャルワーク実習において知り得た個人の秘密の保持について、教員及び実習生に対して徹底を図ること。

(8) ソーシャルワーク実習指導を実施する際には、次の点に留意すること。

ア ソーシャルワーク実習を効果的に進めるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。

イ 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うこと。

ウ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の評価はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

- (9) ソーシャルワーク実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で配属させること。

11 情報開示に関する事項

- (1) 開示すべき情報の内容は、別表2に定める内容以上であること。
- (2) 情報の開示を行うに当たっては、インターネットや生徒募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供すること。なお、インターネットにより開示した情報は定期的に更新すること。

12 運営に関する事項

- (1) 社会福祉士養成施設の経理が他と明確に区分されていること。
- (2) 会計帳簿、決算書類等収支状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 入所料、授業料及び実習費等は適当な額であり、寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (4) 通信課程における事務職員は、通信課程における教員と兼務してはならないこと。
- (5) 令第5条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。

13 経過措置に関する事項

- (1) 令和3年3月31日において現に存する社会福祉士養成施設（以下「既存養成施設」という。）において、令和3年4月1日から入所する者に適用する教育カリキュラム等に関する変更の届出は、令和2年10月1日までに行わなければならないこと。
- (2) 平成21年4月1日から令和7年3月31日までの間において教歴を有する教員については、7の規定にかかわらず、養成施設指定規則別表第1に定める科目（次表において「新科目」という。）に加えて、当該科目ごとに次表に定める社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第26号）改正前の指定規則別表第1に定める科目（次表において「旧科目名」という。）に関する教歴を含むことも差し支えないこと。

なお、平成21年3月31日以前において教歴を有する教員については、7の規定に関わらず従前の取扱いとする。

新科目名	旧科目名
医学概論	人体の構造と機能及び疾病
心理学と心理的支援	心理学理論と心理的支援
社会学と社会システム	社会理論と社会システム
社会福祉の原理と政策	現代社会と福祉
社会福祉調査の基礎	社会調査の基礎
ソーシャルワークの基盤と専門職	相談援助の基盤と専門職
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	
ソーシャルワークの理論と方法	相談援助の理論と方法
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉の理論と方法
福祉サービス組織と経営	福祉サービス組織と経営
社会保障	社会保障
高齢者福祉	高齢者に対する支援と介護保険制度
障害者福祉	障害者に対する支援と障害者自立支援制度
児童・家庭福祉	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
貧困に対する支援	低所得者に対する支援と生活保護制度
保健医療と福祉	保健医療サービス
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見制度
刑事司法と福祉	更生保護制度
ソーシャルワーク演習	相談援助演習
ソーシャルワーク演習（専門）	
ソーシャルワーク実習指導	相談援助実習指導
ソーシャルワーク実習	相談援助実習

別表 1

科目名	教育内容	
	ねらい	教育に含むべき事項
医学概論	<ul style="list-style-type: none"> ① 人のライフステージにおける心身の変化と健康課題について理解する。 ② 健康・疾病の捉え方について理解する。 ③ 人の身体構造と心身機能について理解する。 ④ 疾病と障害の成り立ち及び回復過程について理解する。 ⑤ 公衆衛生の観点から、人々の健康に影響を及ぼす要因や健康課題を解決するための対策を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① ライフステージにおける心身の変化と健康課題 ② 健康及び疾病の捉え方 ③ 身体構造と心身機能 ④ 疾病と傷害の成り立ち及び回復過程 ⑤ 公衆衛生
心理学と心理的支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 人の心の基本的な仕組みと機能を理解し、環境との相互作用の中で生じる心理的反応を理解する。 ② 人の成長・発達段階の各期に特有な心理的課題を理解する。 ③ 日常生活と心の健康との関係について理解する。 ④ 心理学の理論を基礎としたアセスメントの方法と支援について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 心理学の視点 ② 人の心の基本的な仕組みと機能 ③ 人の心の発達過程 ④ 日常生活と心の健康 ⑤ 心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本

<p>社会学と社会システム</p>	<p>① 現代社会の特性を理解する。 ② 生活の多様性について理解する。 ③ 人と社会の関係について理解する。 ④ 社会問題とその背景について理解する。</p>	<p>① 社会学の視点 ② 社会構造と変動 ③ 市民社会と公共性 ④ 生活と人生 ⑤ 自己と他者</p>
<p>社会福祉の原理と政策</p>	<p>① 社会福祉の原理をめぐる思想・哲学と理論を理解する。 ② 社会福祉の歴史的展開の過程と社会福祉の理論を踏まえ、欧米との比較によって日本の社会福祉の特性を理解する。 ③ 社会問題と社会構造の関係の視点から、現代の社会問題について理解する。 ④ 福祉政策を捉える基本的な視点として、概念や理念を理解するとともに、人々の生活上のニーズと福祉政策の過程を結びつけて理解する。 ⑤ 福祉政策の動向と課題を踏まえた上で、関連施策や包括的支援について理解する。 ⑥ 福祉サービスの供給と利用の過程について理解する。 ⑦ 福祉政策の国際比較の視点から、日本の福祉政策の特性について理解する。</p>	<p>① 社会福祉の原理 ② 社会福祉の歴史 ③ 社会福祉の思想・哲学、理論 ④ 社会問題と社会構造 ⑤ 福祉政策の基本的な視点 ⑥ 福祉政策におけるニーズと資源 ⑦ 福祉政策の構成要素と過程 ⑧ 福祉政策の動向と課題 ⑨ 福祉政策と関連施策 ⑩ 福祉サービスの供給と利用過程 ⑪ 福祉政策の国際比較</p>

<p>社会福祉調査の基礎</p>	<p>① 社会福祉調査の意義と目的について理解する。</p> <p>② 社会福祉調査と社会福祉の歴史的関係について理解する。</p> <p>③ 社会福祉調査における倫理や個人情報保護について理解する。</p> <p>④ 量的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。</p> <p>⑤ 質的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。</p> <p>⑥ ソーシャルワークにおける評価の意義と方法について理解する。</p>	<p>① 社会福祉調査の意義と目的</p> <p>② 社会福祉調査における倫理と個人情報保護</p> <p>③ 社会福祉調査のデザイン</p> <p>④ 量的調査の方法</p> <p>⑤ 質的調査の方法</p> <p>⑥ ソーシャルワークにおける評価</p>
<p>ソーシャルワークの基盤と専門職</p>	<p>① 社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけについて理解する。</p> <p>② ソーシャルワークの基盤となる考え方とその形成過程について理解する。</p> <p>③ ソーシャルワークの価値規範と倫理について理解する。</p>	<p>① 社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけ</p> <p>② ソーシャルワークの概念</p> <p>③ ソーシャルワークの基盤となる考え方</p> <p>④ ソーシャルワークの形成過程</p> <p>⑤ ソーシャルワークの倫理</p>
<p>ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)</p>	<p>① 社会福祉士の職域と求められる役割について理解する。</p> <p>② ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲について理解する。</p> <p>③ ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と関連性について理解する。</p> <p>④ 総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容について理解</p>	<p>① ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲</p> <p>② ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク</p> <p>③ 総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容</p>

	する。	
ソーシャルワークの理論と方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 人と環境との相互作用に関する理論とマイクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークについて理解する。 ② ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチについて理解する。 ③ ソーシャルワークの過程とそれに係る知識と技術について理解する。 ④ コミュニティワークの概念とその展開について理解する。 ⑤ ソーシャルワークにおけるスーパービジョンについて理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 人と環境との相互作用に関する理論とマイクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク ② ソーシャルワークの実践モデルとアプローチ ③ ソーシャルワークの過程 ④ ソーシャルワークの記録 ⑤ ケアマネジメント ⑥ 集団を活用した支援 ⑦ コミュニティワーク ⑧ スーパービジョンとコンサルテーション
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉士として多様化・複雑化する課題に対応するため、より実践的かつ効果的なソーシャルワークの様々な理論と方法を理解する。 ② 支援を必要とする人との援助関係の形成やニーズの掘り起こしを 	<ul style="list-style-type: none"> ① ソーシャルワークにおける援助関係の形成 ② ソーシャルワークにおける社会資源の活用・調整・開発 ③ ネットワークの形成 ④ ソーシャルワークに関連する方法

	<p>行うための、知識と技術について理解する。</p> <p>③ 社会資源の活用の意義を踏まえ、地域における社会資源の開発やソーシャルアクションについて理解する。</p> <p>④ 個別の事例の具体的な解決策及び事例の共通性や一般性を見出すための、事例分析の意義や方法を理解する。</p>	<p>⑤ カンファレンス</p> <p>⑥ 事例分析</p> <p>⑦ ソーシャルワークにおける総合的かつ包括的な支援の実際</p>
<p>地域福祉と包括的支援体制</p>	<p>① 地域福祉の基本的な考え方、展開、動向について理解する。</p> <p>② 地域福祉における主体と対象を理解し、住民の主体形成の概念を理解する。</p> <p>③ 地域福祉を推進するための、福祉行財政の実施体制と果たす役割について理解する。</p> <p>④ 地域福祉計画をはじめとした福祉計画の意義・目的及び展開を理解する。</p> <p>⑤ 包括的支援体制の考え方と、多職種及び多機関協働の意義と実際について理解する。</p> <p>⑥ 地域生活課題の変化と現状を踏まえ、包括的支援体制における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割を理解する。</p>	<p>① 地域福祉の基本的な考え方</p> <p>② 福祉行財政システム</p> <p>③ 福祉計画の意義と種類、策定と運用</p> <p>④ 地域社会の変化と多様性・複雑化した地域生活課題</p> <p>⑤ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制</p> <p>⑥ 地域共生の実現に向けた多機関協働</p> <p>⑦ 災害時における総合的かつ包括的な支援体制</p> <p>⑧ 地域福祉と包括的支援体制の課題と展望</p>

<p>福祉サービスの組織と経営</p>	<p>① ソーシャルワークにおいて必要となる、福祉サービスを提供する組織や団体の概要について理解する。</p> <p>② 社会福祉士に求められる福祉サービスの組織と沿革、経営の視点と方法を理解する。</p> <p>③ 福祉サービスの組織と運営に係る基礎理論、労働者の権利等について理解する。</p> <p>④ 福祉サービスに求められる福祉人材マネジメントについて理解する。</p>	<p>① 福祉サービスに係る組織や団体の概要と役割</p> <p>② 福祉サービスの組織と運営に係る基礎理論</p> <p>③ 福祉サービス提供組織の経営と実際</p> <p>④ 福祉人材のマネジメント</p>
<p>社会保障</p>	<p>① 社会保障の概念や対象及びその理念について、社会保障制度の展開過程も含めて理解する。</p> <p>② 現代社会における社会保障制度の役割と意義、取り組むべき課題について理解する。</p> <p>③ 社会保障制度の財政について理解する。</p> <p>④ 公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。</p> <p>⑤ 社会保障制度の体系と概要について理解する。</p> <p>⑥ 諸外国における社会保障制度の概要について理解する。</p>	<p>① 現代社会における社会保障制度の現状（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。）</p> <p>② 社会保障の概念や対象及びその理念</p> <p>③ 社会保障の財源</p> <p>④ 社会保険と社会扶助の関係</p> <p>⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係</p> <p>⑥ 社会保障制度の体系</p> <p>⑦ 諸外国における社会保障制度</p>
<p>高齢者福祉</p>	<p>① 高齢者の定義と特性を踏まえ、高齢者とその家族の生活とこれを</p>	<p>① 高齢者の定義と特性</p> <p>② 高齢者の生活実態とこれを取り</p>

	<p>取り巻く社会環境について理解する。</p> <p>② 高齢者福祉の歴史と高齢者観の変遷、制度の発展過程について理解する。</p> <p>③ 高齢者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。</p> <p>④ 高齢期における生活課題を踏まえて、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。</p>	<p>巻く社会環境</p> <p>③ 高齢者福祉の歴史</p> <p>④ 高齢者に対する法制度</p> <p>⑤ 高齢者と家族等の支援における関係機関と専門職の役割</p> <p>⑥ 高齢者と家族等に対する支援の実際</p>
障害者福祉	<p>① 障害の概念と特性を踏まえ、障害者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。</p> <p>② 障害者福祉の歴史と障害観の変遷、制度の発展過程について理解する。</p> <p>③ 障害者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。</p> <p>④ 障害による生活課題を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。</p>	<p>① 障害概念と特性</p> <p>② 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会環境</p> <p>③ 障害者福祉の歴史</p> <p>④ 障害者に対する法制度</p> <p>⑤ 障害者と家族等の支援における関係機関と専門職の役割</p> <p>⑥ 障害者と家族等に対する支援の実際</p>
児童・家庭福祉	<p>① 児童が権利の主体であることを踏まえ、児童・家庭及び妊産婦の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。</p> <p>② 児童福祉の歴史と児童観の変遷や制度の発展過程について理解する。</p>	<p>① 児童・家庭の定義と権利</p> <p>② 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会環境</p> <p>③ 児童・家庭福祉の歴史</p> <p>④ 児童・家庭に対する法制度</p> <p>⑤ 児童・家庭に対する支援におけ</p>

	<p>る。</p> <p>③ 児童や家庭福祉に係る法制度について理解する。</p> <p>④ 児童や家庭福祉領域における支援の仕組みと方法、社会福祉士の役割について理解する。</p> <p>⑤ 児童・家庭及び妊産婦の生活課題を踏まえて、適切な支援のあり方を理解する。</p>	<p>る関係機関と専門職の役割</p> <p>⑥ 児童・家庭に対する支援の実際</p>
<p>貧困に対する支援</p>	<p>① 貧困や公的扶助の概念を踏まえ、貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する。</p> <p>② 貧困の歴史と貧困観の変遷について理解する。</p> <p>③ 貧困に係る法制度と支援の仕組みについて理解する。</p> <p>④ 貧困による生活課題を踏まえ、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する</p>	<p>① 貧困の概念</p> <p>② 貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境</p> <p>③ 貧困の歴史</p> <p>④ 貧困に対する法制度</p> <p>⑤ 貧困に対する支援における関係機関と専門職の役割</p> <p>⑥ 貧困に対する支援の実際</p>
<p>保健医療と福祉</p>	<p>① ソーシャルワーク実践において必要となる保健医療の動向を理解する。</p> <p>② 保健医療に係る政策、制度、サービスについて理解する。</p> <p>③ 保健医療領域における社会福祉士の役割と、連携や協働について理解する。</p> <p>④ 保健医療の課題を持つ人に対す</p>	<p>① 保健医療の動向</p> <p>② 保健医療に係る政策・制度・サービスの概要</p> <p>③ 保健医療に係る倫理</p> <p>④ 保健医療領域における専門職の役割と連携</p> <p>⑤ 保健医療領域における支援の実際</p>

	る、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。	
権利擁護を支える法制度	<p>① 法に共通する基礎的な知識を身につけるとともに、権利擁護を支える憲法、民法、行政法の基礎を理解する。</p> <p>② 権利擁護の意義と支える仕組みについて理解する。</p> <p>③ 権利が侵害されている者や日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。</p> <p>④ 権利擁護活動を実践する過程で直面しうる問題を、法的観点から理解する。</p> <p>⑤ ソーシャルワークにおいて必要となる成年後見制度について理解する。</p>	<p>① 法の基礎</p> <p>② ソーシャルワークと法の関わり</p> <p>③ 権利擁護の意義と支える仕組み</p> <p>④ 権利擁護活動で直面しうる法的諸問題</p> <p>⑤ 権利擁護に関わる組織、団体、専門職</p> <p>⑥ 成年後見制度</p>
刑事司法と福祉	<p>① 刑事司法の近年の動向と制度の仕組みを理解する。</p> <p>② 刑事司法における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割について理解する。</p> <p>③ 刑事司法の制度に関わる関係機関等の役割について理解する。</p>	<p>① 刑事司法における近年の動向とこれを取り巻く社会環境</p> <p>② 刑事司法</p> <p>③ 少年司法</p> <p>④ 更生保護制度</p> <p>⑤ 医療観察制度</p> <p>⑥ 犯罪被害者支援</p>
ソーシャルワーク演習	① ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力	個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこ

	<p>を涵養する。</p> <p>② ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する。</p> <p>③ ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。</p> <p>④ ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。</p>	<p>と。</p> <p>① 自己覚知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己理解と他者理解 <p>② 基本的なコミュニケーション技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語的技術（質問、促し、言い換え、感情の反映、繰り返し、要約等） ・非言語技術(表情、態度、身振り、位置取り等) <p>③ 基本的な面接技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接の構造化 ・場の設定(面接室、生活場面、自宅等) ・ツールの活用（電話、e-mail等） <p>④ ソーシャルワークの展開過程事例を用いて、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面と過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースの発見 ・インテーク ・アセスメント ・プランニング ・支援の実施 ・モニタリング ・支援の終結と事後評価 ・アフターケア <p>⑤ ソーシャルワークの記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援経過の把握と管理 <p>⑥ グループダイナミクスの活用</p>
--	---	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・グループワークの構成(グループリーダー・コリーダー・グループメンバー) ・グループワークの展開過程(準備期・開始期・作業期・終結期) <p>⑦ プレゼンテーション技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人プレゼンテーション ・グループプレゼンテーション
<p>ソーシャルワーク演習 (専門)</p>	<p>① ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合を行い、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を習得する。</p> <p>② 社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う。</p> <p>③ 支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的かつ包括的な支援について実践的に理解する。</p> <p>④ 地域の特性や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する。</p> <p>⑤ ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と展開過程、実践モデルとアプローチについて実践的に理解する。</p>	<p><ソーシャルワーク実習前に行うこと></p> <p>個別指導並びに集団指導を通して、実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p> <p>① 次に掲げる具体的な事例等（集団に対する事例含む。）を活用し、支援を必要とする人が抱える複合的な課題に対する総合的かつ包括的な支援について実践的に習得すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待（児童・障害者・高齢者等） ・ひきこもり ・貧困 ・認知症 ・終末期ケア ・災害時 ・その他の危機状態にある事例（権利擁護活動を含む）

	<p>⑥ 実習を通じて体験した事例について、事例検討や事例研究を実際に行い、その意義や方法を具体的に理解する。</p> <p>⑦ 実践の質の向上を図るため、スーパービジョンについて体験的に理解する。</p>	<p>② ①に掲げた事例等を題材として、次に掲げる具体的なソーシャルワークの場面及び過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケースの発見 ・ インテーク ・ アセスメント ・ プランニング ・ 支援の実施 ・ モニタリング ・ 支援の集結と事後評価 ・ アフターケア <p>③ ②の実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトリーチ ・ チームアプローチ ・ ネットワーキング ・ コーディネーション ・ ネゴシエーション ・ ファシリテーション ・ プレゼンテーション ・ ソーシャルアクション <p>④ 地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 ・ 地域アセスメント ・ 地域福祉の計画 ・ 組織化
--	---	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源の活用・調整・開発 ・サービスの評価 <p><ソーシャルワーク実習後に行うこと></p> <p>ソーシャルワークに係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的かつ学術的な知識及び技術として習得できるよう、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事例研究、事例検討 ② スーパービジョン
<p>ソーシャルワーク実習指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ② 社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。 ③ ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。 ④ 実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。 	<p>次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実習及び実習指導の意義（スーパービジョン含む。） ② 多様な施設や事業所における現場体験学習や見学実習 ③ 実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・機関、地域社会等に関する基本的な理解 ④ 実習先で関わる他の職種の専門性や業務に関する基本的な理解 ⑤ 実習先で必要とされるソーシャルワークの価値規範と倫理・知識及び技術に関する理解 ⑥ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解

		<p>⑦ 実習記録への記録内容及び記録方法に関する理解</p> <p>⑧ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成及び実習後の評価</p> <p>⑨ 巡回指導</p> <p>⑩ 実習体験や実習記録を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成</p> <p>⑪ 実習の評価及び全体総括会</p>
<p>ソーシャルワーク実習</p>	<p>① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。</p> <p>② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。</p> <p>③ 生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。</p> <p>④ 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。</p> <p>⑤ 総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等と</p>	<p>実習生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <p>① 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成</p> <p>② 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成</p> <p>③ 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価</p> <p>④ 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価</p> <p>⑤ 多職種連携及びチームアプロー</p>

	<p>の連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</p>	<p>チの実践的理解</p> <p>⑥ 当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ</p> <p>⑦ 地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解</p> <p>⑧ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）</p> <p>⑨ 社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解</p> <p>⑩ ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション <p>ソーシャルワーク実習指導担当教員は巡回指導等を通して実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p>
--	-----------------------------------	---

別表 2

区分	情報開示の項目
設置者に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所・連絡先 ② 法人代表者氏名 ③ 社会福祉士養成施設以外の実施事業 ④ 財務諸表
社会福祉士養成施設に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉士養成施設の名称、養成施設の住所・連絡先 ② 社会福祉士養成施設の代表者氏名 ③ 社会福祉士養成施設の開設年月日 ④ 学則 ⑤ 研修施設、図書館（蔵書数を含む。）等の設備の概要
養成課程に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ① 養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数） ② 定員 ③ 入所までの流れ（募集、申し込み、資料請求先） ④ 費用 ⑤ 科目別シラバス ⑥ 教員数、科目別担当教員名（教員の名前、略歴、保有資格） ⑦ 教材

	⑧ 協力実習機関の名称、住所、事業内容 ⑨ 実習プログラムの内容・特徴
実績に関する情報	① 卒業者の延べ人数 ② 卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数）
その他の情報	その他、入所者又は入所希望者の選択に資する情報

(様式1)

社会福祉士養成施設設置計画書

1 名称							
2 位置							
3 設置者 (法人の場合は 名称・所在地)	氏名						
	住所						
4 設置年月日							
5 種類等	種類	1学年 の定員	学級数	1学級 の定員	修業 年限	授業開 始予定 年月日	
	(1) 短期養成施設（昼間課程・ 夜間課程・通信課程）						
	(2) 一般養成施設（昼間課程・ 夜間課程・通信課程）						
6 養成施設の 長の氏名			7 専任事務職 員氏名				
8 専任教員 (教務に関する 主任者には氏名 の前に○印をす ること)	氏名	年齢	担当する 科目	資格名	指針該当番号	教員調書 頁番号	

9 その他の教員					

10	土地面積	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面積	共用先 (共用する場合についての み記入)	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面積	共用先 (共用する場合についての み記入)	
			m ²			m ²		
	建物 延 面積		m ²			m ²		
			m ²			m ²		
			m ²			m ²		
			m ²			m ²		
			m ²			m ²		
11	実習施設	施設名及び施設種別	氏名 (法人にあつては名称)	設置 年月日	位置	入所 定員	実習 指導者	実習指導 者調書頁 番号
12	整備に要する経費	区分	整備方法				金額	
		土地	自己所有・寄付・買収・その他 ()				千円	
		建物	自己所有・寄付・買収・その他 ()				千円	
		設備					千円	
		合計					千円	
13	資金計画	区分			金額			
		自己資金			千円			
		借入金			千円			
		その他 (具体的に)			千円			
		合計			千円			

(注1) 欄が不足する場合については、適宜追加のこと。

(注2) 8及び9の指針該当番号欄には、指針中の教員の要件のうち、該当する条項を記入すること。

((例) 7-(5)-ア-(ア))

(注3) 12の整備に要する経費及び13の資金計画については、地方公共団体が設置する場合は記入不要。

教員に関する調書

養成施設名				
氏名		性別	男 ・ 女	
生年月日		年齢 (歳)		
最終学歴 (学部、学科、専攻)				
担当予定科目				
教員資格要件	指針該当番号			
	社会福祉士実習演習担当教員講習会		1. 修了 2. 未修了	
	教育歴・職歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
		合 計		
	資格・免許・学位	名 称	取得機関	取得年月日
担当予定科目に関する研究発表 又は論文 (主なもの)		名 称	年 月	

(注1) 各教員ごとに作成すること。

(注2) 社会福祉士実習演習担当教員講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

実習指導者に関する調書

実 習 施 設 名				
氏 名		性別	男 ・ 女	
生 年 月 日	年齢 (歳)			
社会福祉士資格取得の有無	有 無			
資格の取得年月日				
従 事 し て い る 業 務 内 容				
実 習 指 導 者 資 格 要 件	区分			
	職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
合		計		

(注1) 各実習指導者ごとに作成すること。

(注2) 「区分」欄については、実習指導者が

- ・ 社会福祉士資格の資格取得後、3年以上の実務経験を有する者であって、実習指導者講習会を修了した者にあつては①と、
- ・ 児童福祉司等として8年以上の実務経験を有する者にあつては②と、
- ・ 厚生労働大臣が認める講習会を修了した者にあつては③と、
- ・ それら以外の者にあつては④と、

記載すること。

(注3) 実習指導者講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

添付書類

1 設置者に関する書類

(1) 設置者が法人である場合

ア 法人の寄附行為又は定款

イ 役員名簿

ウ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録

エ 申請年度の事業計画及び収支予算書

オ 社会福祉士又は介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録

カ 養成施設の長の履歴、就任承諾書

(2) 設置者が法人の設立を予定している場合

認可官庁に提出した申請書類のうちア、イ、エ、オ、カ

2 建物に関する書類

配置図及び平面図(建設予定の場合は設計図)

3 整備に関する書類

(1) 土地

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定地のもの)、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書

(2) 建物

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定のもの)、寄附確約書、買収の場合は契約書

4 資金計画に関する書類

(1) 自己資金

金融機関による残高証明書等

(2) 借入金

ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類

イ 融資内諾書等の写

(3) 寄附金

ア 寄附申込書

イ 寄附をする者の財産を証明する書類

- 5 実習施設の設置者の承諾書
- 6 実習施設等の概要
- 7 学則
- 8 入所者選抜の概要（生徒の受入の方針、受入方策等）
- 9 編入所定員を設定する場合の具体的方法（受験資格や既修得単位の認定方法等）
- 10 教員の就任承諾書
- 11 教育用機械機器及び模型の目録
- 12 時間割及び授業概要（別表 1 の教育に含むべき事項に該当する箇所の下線を引くこと。）
- 13 養成施設に係る収支予算及び向う 2 年間の財政計画
- 14 実習計画

※ 通信課程を設ける場合には以下の書類を添付すること。

- 15 通信養成を行う地域
- 16 添削その他の指導の方法
- 17 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書
- 18 課程終了の認定方法
- 19 通信養成に使用する教材の目録

(様式2)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

申 請 者 印

社会福祉士養成施設指定申請書

標記について、社会福祉士及び介護福祉士法施行令第3条の規定に基づき申請します。

社会福祉士養成施設指定申請書

1 名称							
2 位置							
3 設置者 (法人の場合は 名称・所在地)	氏名						
	住所						
4 設置年月日							
5 種類等	種類	1学年 の定員	学級数	1学級 の定員	修業 年限	授業開 始予定 年月日	
	(1) 短期養成施設 (昼間課程・ 夜間課程・通信課程)						
	(2) 一般養成施設 (昼間課程・ 夜間課程・通信課程)						
6 養成施設の 長の氏名				7 専任事務職 員氏名			
8 専任教員 (教務に関する 主任者には氏名 の前に○印をす ること)	氏名	年齢	担当する 科目	資格名	指針該当番号	教員調書 頁番号	
9 その他の教 員							

10 建物	土地面積	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面積	共用先 (共用する場合についての み記入)	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面積	共用先 (共用する場合についての み記入)	
			m ²			m ²		
	建物 延 面積		m ²			m ²		
			m ²			m ²		
			m ²			m ²		
			m ²			m ²		
			m ²			m ²		
11 実習 施設	施設名及び施設種別		氏名 (法人にあつては名称)	設置 年月日	位置	入所 定員	実習 指導者	実習指導 者調書頁 番号

(注1) 欄が不足する場合には、適宜追加のこと。

(注2) 8及び9の指針該当番号欄には、指針中の教員の要件のうち、該当する条項を記入すること。

((例) 7-(5)-ア-(ア))

教員に関する調書

養成施設名				
氏名		性別	男 ・ 女	
生年月日		年齢 (歳)		
最終学歴 (学部、学科、専攻)				
担当科目				
教員 資格 要件	指針該当番号			
	社会福祉士実習演習担当教員講習会		1. 修了 2. 未修了	
	教育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
		合 計		
	資格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日
担当科目に関する 研究発表又は論文 (主なもの)		名 称	年 月	

(注1) 各教員ごとに作成すること。

(注2) 社会福祉士実習演習担当教員講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

実習指導者に関する調書

実 習 施 設 名				
氏 名		性別	男 ・ 女	
生 年 月 日	年齢 (歳)			
社会福祉士資格取得の有無	有 無			
資格の取得年月日				
従 事 し て い る 業 務 内 容				
実 習 指 導 者 資 格 要 件	区分			
	職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
合		計		

(注1) 各実習指導者ごとに作成すること。

(注2) 「区分」欄については、実習指導者が

- ・ 社会福祉士資格の資格取得後、3年以上の実務経験を有する者であって、実習指導者講習会を修了した者にあつては①と、
- ・ 児童福祉司等として8年以上の実務経験を有する者にあつては②と、
- ・ 厚生労働大臣が認める講習会を修了した者にあつては③と、
- ・ それら以外の者にあつては④と、

記載すること。

(注3) 実習指導者講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

添付書類

1 設置者に関する書類

(1) 設置者が法人である場合

ア 法人の寄附行為又は定款

イ 役員名簿

ウ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録

エ 申請年度の事業計画及び収支予算書

オ 社会福祉士又は介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録

カ 養成施設の長の履歴、就任承諾書

(2) 設置者が法人の設立を予定している場合

認可官庁に提出した申請書類のうちア、イ、エ、オ、カ

2 建物に関する書類

配置図及び平面図(建設予定の場合は設計図)

3 整備に関する書類

(1) 土地

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定地のもの)、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書

(2) 建物

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定のもの)、寄附確約書、買収の場合は契約書

4 資金計画に関する書類

(1) 自己資金

金融機関による残高証明書等

(2) 借入金

ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類

イ 融資内諾書等の写

(3) 寄附金

ア 寄附申込書

イ 寄附をする者の財産を証明する書類

- 5 実習施設の設置者の承諾書
- 6 実習施設等の概要
- 7 学則
- 8 入所者選抜の概要（生徒の受入の方針、受入方策等）
- 9 編入所定員を設定する場合の具体的方法（受験資格や既修得単位の認定方法等）
- 10 教員の就任承諾書
- 11 教育用機械機器及び模型の目録
- 12 時間割及び授業概要（別表 1 の教育に含むべき事項に該当する箇所の下線を引くこと。）
- 13 養成施設に係る収支予算及び向う 2 年間の財政計画
- 14 実習計画

※ 通信課程を設ける場合には以下の書類を添付すること。

- 15 通信養成を行う地域
- 16 添削その他の指導の方法
- 17 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書
- 18 課程終了の認定方法
- 19 通信養成に使用する教材の目録

(様式3)

社会福祉に関する基礎科目履修証明書

フリガナ	
氏名	
基礎科目	大学等における履修科目
1 医学概論	
2 心理学と心理的支援	
3 社会学と社会システム	
4 社会福祉調査の基礎	
5 ソーシャルワークの基盤と専門職	
6 ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)	
7 福祉サービスの組織と経営	
8 社会保障	
9 高齢者福祉	
10 障害者福祉	
11 児童・家庭福祉	
12 貧困に対する支援	
13 保健医療と福祉	
14 権利擁護を支える法制度	
15 刑事司法と福祉	
16 ソーシャルワーク演習	

上記の者は、当大学等において社会福祉に関する基礎科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所 在 地

大学等・代表者氏名



(注) 基礎科目と履修科目が異なる場合において、読替の範囲にないものについてはその履修科目の内容がわかるものを添付すること。

(様式4)

実務経験証明書

年 月 日

殿

申告者

住 所

氏 名



私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、所属長等の証明書を添えて申告いたします。

所属していた(している) 機関・施設等	職 種	期 間	証 明 権 者
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	
		年 月 日 ~ 年 月 日	

(注1) 所属長の証明事項は、上記本欄の内容と一致すること。

(注2) 指針4の(2)のウからカまでに該当する者については、短期大学等卒業後の実務経験に限る。

実務経験証明書（個票）

フリガナ		生年月日（年齢）
氏 名		
職 種		
<p>（1）上記の者は、 年 月 日より当施設・機関において勤務している者であることを証明します。</p> <p>（2）上記の者は、 年 月 日より 年 月 日まで当施設・機関において勤務していたことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>所 在 地</p> <p>施設・機関名</p> <p>施設・機関代表者</p> <p style="text-align: right;">印</p>		

別添 2

介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針

I 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 40 条 第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する養成施設

1 設置主体等に関する事項

設置主体は、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすること。

2 校地・校舎等及び施設設備等に関する事項

(1) 校地及び校舎等建物について、設置者が所有するものであることを原則とすること。なお、次の要件を満たし、かつ、概ね 20 年以上にわたって使用できる場合には、借地又は借家であっても差し支えないこと。

ア 賃貸借契約が締結されていること（設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい。）。

イ 校地について地上権若しくは賃借権又は校舎等建物について賃借権の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。

また、校舎等建物が自己所有の場合については、原則として申請年内（12 月末日まで）に工事を完了すること。

(2) 暫定校舎及び恒久的な使用に充てるとは思えない簡易建物は原則として校舎とは認められないこと。

(3) 備品等については、原則として全て申請年内に備えつけを完了すること。

(4) 普通教室の広さは、内法による測定で、同時に授業を受ける生徒 1 人当たり 1.65 平方メートル以上であること。

(5) 介護実習室として、専らベッドを用いる実習室（内法による測定で、概ね 1 ベッド当たり 11.0 平方メートル以上の広さを有すること。）及び 6 畳又は 8 畳の和室を設けること。和室については、在宅介護を想定した介護実習を行うためのものであり、襖、障子等で仕切られた独立の部屋とし、押入れを設けることが望ましいが、在宅介護を想定した適切な実習が可能であれば、必ずしも襖、障子等で仕切られた独立の部屋でなくても、また、押入れを設けなくても差し支えないこと。

- (6) 入浴実習室は、内法による測定で、同時に授業を受ける生徒1人当たり1.65平方メートル以上の広さを有し、家庭浴槽とシャワー設備を備え付けた上、給排水設備を整えること。
- (7) 家政実習室は、内法による測定で、同時に授業を受ける生徒1人当たり1.65平方メートル以上の広さを有し、調理設備、裁縫作業台（同時に授業を行う生徒6人につき1台）を備えること。なお、調理実習室と裁縫作業室をそれぞれ設ける場合については、それぞれ規定の面積以上の広さを有すること。
- (8) 図書室を有すること。図書室は、十分な閲覧スペースと閲覧設備(机、いす等)が整備されていること。また、図書室の蔵書以外にも、学習に必要な文献等について情報を検索できるよう、必要な機器を整備すること。
- (9) 保健室、更衣室、演習室、生徒相談室等の設備を設けることが望ましいこと。
- (10) 教育上必要な機械器具及び模型については、次のものを整備するとともに、その時々新しい介護ニーズに応じた教育用機械器具等の充実に努めること。

品名	数量	備考
実習用モデル人形	2	体位変換、清拭等介護実習に適したもの。
人体骨格模型	1	
成人用ベッド	生徒5人に1	ギャッチベッドを含む。 手すりを備えたもの。
移動用リフト	1	床走行式、固定式、据置式のいずれも可とする。
スライディングボード又はスライディングマット	適当数	
車いす	生徒5人に1	
簡易浴槽	1	移動できるもので、浴槽が硬質のもの。
ストレッチャー	2	
排せつ用具	適当数	ポータブルトイレ、尿器等。
歩行補助つえ	適当数	
盲人安全つえ	適当数	普通用と携帯用を揃えること。

視聴覚機器	適当数	テレビ、ビデオ、OHP、プロジェクター等。
障害者用調理器具、障害者用食器	適当数	
和式布団一式	1	
吸引装置一式	適当数	
経管栄養用具一式	適当数	
処置台又はワゴン	適当数	
吸引訓練モデル	適当数	
経管栄養訓練モデル	適当数	
心肺蘇生訓練用器材一式	適当数	
人体解剖模型	1	全身模型とし、分解数は問わない。

(注) 処置台又はワゴンについては、専ら演習の用に供するものであって、代替する機能を有する床頭台等でも差し支えないこと。

- (11) 教育用機械器具等については、設置者が所有するものであることを原則とすること。ただし、介護福祉士養成施設の適切な管理の下、当該介護福祉士養成施設に常時備え置かれている場合であって、授業運営上必要になったときに、随時使用できる場合には、レンタル又はリース等であっても差し支えないこと。
- (12) 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号。（以下「養成施設指定規則」という。）別表第 4 に定める教育内容に関する専門図書及び学術雑誌を備えるとともに、生徒の希望を勘案し、定期的にこれらを補充又は更新し、その充実を図ること。特に領域「介護」に関する図書の充実を図ること。

3 設置計画書等に関する事項

- (1) 法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づく養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）を設置しようとする者は、授業を開始しようとする日の 1 年前までに様式 1 による介護福祉士養成施設設置計画書を都道府県知事に提出すること。
- (2) 介護福祉士養成施設の修業年限、養成課程、入所定員（定員を増加する場合に限

る。)及び学級数の変更を行おうとする者は、学則を変更しようとする日の1年前までに様式1に準ずる介護福祉士養成施設定員等変更計画書を都道府県知事に提出すること。

(3) 介護福祉士養成施設設置計画書及び介護福祉士養成施設定員等変更計画書の提出は、電子媒体又は紙媒体によることとし、紙媒体による場合の提出部数は1部とすること。

(4) (1) 又は (2) の場合にあつては都道府県にあらかじめ相談すること。

(5) 介護福祉士養成施設に係る広告等は、専修学校等認可権者に確認を行った上で、介護福祉士養成施設設置計画書等の提出以降行って差し支えないこと。

4 指定申請書等に関する事項

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和62年政令第402号。以下「令」という。)第3条の指定の申請及び第4条第1項の変更の承認の申請は、授業を開始しようとする日(変更の承認にあつては変更を行おうとする日)の6か月前までに、様式2による介護福祉士養成施設指定申請書又は様式2に準ずる介護福祉士養成施設変更承認申請書を、都道府県知事に提出すること。

ただし、令第4条第1項の変更の承認の申請であつて、養成施設指定規則第9条第1項に規定する事項のうち、入所定員又は入所定員の減に関する事項の変更の承認の申請については、変更を行おうとする日の3か月前までに提出すること。

(2) 介護福祉士養成施設指定申請書及び介護福祉士養成施設変更承認申請書の提出は、電子媒体又は紙媒体によることとし、紙媒体による場合の提出部数は1部とすること。

(3) 生徒の募集(募集要項の配布や入所試験の実施等をいう。以下同じ。)は、専修学校等認可権者に確認を行った上で、介護福祉士養成施設指定申請書等の提出以降行って差し支えないこと。ただし、生徒の募集に当たっては次の点に留意しなければならないこと。

ア 申請者の責任において行うこと。

イ 指定等が確定したと誤解されるような表現は避けること。

ウ 指定等の前に教育内容や教員等に関する情報を公表する場合にあつては、必ず予定である旨を明示すること。

5 学則に関する事項

学則には少なくとも次に掲げる諸事項が明示されていること。

- ア 設置目的
- イ 名称
- ウ 位置
- エ 修業年限
- オ 生徒定員、学級数
- カ 養成課程、履修方法
- キ 学年、学期、休業日
- ク 入所時期
- ケ 入所資格
- コ 入所者の選考
- サ 入所手続
- シ 退学、休学、復学、卒業
- ス 学習の評価及び課程修了の認定
- セ 入所検定料、入所料、授業料、実習費等
- ソ 教職員の組織
- タ 賞罰

6 生徒に関する事項

(1) 学則に定める生徒定員は、生徒の確保の見通し及び卒業生の就職先の確保の見通し等に照らして適正な人数とし、当該生徒定員を厳守すること。

(2) 入所資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこととし、入所の選考は、学力検査の成績等を勘案して適正に行うこと。

また、入所志願者に対しては、入所願書にあわせて、それぞれ次の書類を提出させること。

なお、法第40条第2項第2号に基づく社会福祉に関する科目の読み替えの範囲については別途示す。

- ア 法第40条第2項第1号に該当する者

高等学校卒業証明書等大学に入所することができることを証する書面

イ 法第 40 条第 2 項第 2 号に該当する者

大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等学校の専攻科若しくは中等教育学校の専攻科、特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は各種学校の卒業証明書（学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入所が認められた者にあつては、そのことを証明する書面）及び様式 3 による法第 40 条第 2 項第 2 号に基づく社会福祉に関する科目の履修証明書

ウ 法第 40 条第 2 項第 3 号に該当する者

当該養成所の卒業証明書

- (3) 生徒の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握すること。
- (4) 養成施設指定規則別表第 4 に基づき編成された各科目の出席時間数が養成施設指定規則に定める時間数の 3 分の 2（ただし、介護実習については 5 分の 4）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。また、学則にその旨が明記されていること。
- (5) 他の法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づく学校又は養成施設（以下「他の養成施設等」という。）において履修した科目については、生徒からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を当該他の養成施設等のシラバス等により評価し、当該介護福祉士養成施設における教育内容に相当するものと認められる場合には、総履修時間数の 2 分の 1 を超えない範囲で当該介護福祉士養成施設における科目の履修に代えて差し支えないこと。
- (6) 他の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は他資格に係る養成所等（「他の養成施設等」を除く。以下「他の学校等」という。）において履修した科目については、生徒からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を当該他の学校等のシラバス等により評価し、当該介護福祉士養成施設における教育内容に相当するものと認められる場合には、養成施設指定規則別表第 4 の介護の領域に係る科目を除き、当該介護福祉士養成施設における科目の履修に代えて差し支えないこと。
- (7) 健康診断の実施、疾病の予防措置等生徒の保健衛生に必要な措置を講ずること。
- (8) 入所、卒業、成績、出席状況等生徒に関する書類が確実に保存されていること。
- (9) 外国人の留学生を受け入れる場合には、次のとおりの取扱いとすること。
 - ① 介護福祉士養成施設で留学生を受け入れる際は、責任を持って在籍の管理を行

うとともに、留学生の日常生活に関して、十分な支援や指導を行えるよう、必要な体制を整備すること。

② 留学生の受入れに際しては、在留資格について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること。

ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。

イ 奨学資金については、資格取得後の特定の施設等での勤務をあらかじめ義務付けるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。その際、平成 30 年 3 月 2 日付法務省管在第 1545 号法務省入国管理局入国在留課長通知別添の「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」に留意すること。

ウ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。

7 教員に関する事項

(1) 教員の数は、養成施設指定規則別表第 4 に基づき編成された各科目を担当するのに適当な数であること。

(2) 専任教員の数は、養成施設指定規則別表第 2 に定める専任教員数以上であること。

なお、定員を定めない学年がある場合には、当該学年の定員は定員を定める他の学年の定員と同数とみなして学生の総定員とし、専任教員数を算出すること。ただし、定員を定めない学年は、定員を定める学年が 2 学年以上ある場合に、第 1 学年及び第 2 学年に限り設けることができること。

(3) 原則として、教員は、一の介護福祉士養成施設（一の介護福祉士養成施設に二以上の課程がある場合は、一の課程）に限り、専任教員となるものであること。

(4) 1 人の専任教員が養成施設指定規則第 5 条第 7 号から第 9 号までのそれぞれの基準を満たす場合には、当該専任教員を複数の領域における科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者として差し支えないこと。

(5) 専任教員以外の教員については、教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者として介護福祉士養成施設が認めたものであること。ただし、医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員については、医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師

の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であること。なお、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第132号）による改正後の養成施設指定規則（以下「新養成施設指定規則」という。）第5条第9号の2の「その他その者と同等以上の知識及び技能を修得していると認められる者」には、介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について」（老発第0824第1号平成23年8月24日。以下「研修事業」という。）（不特定多数の者を対象としたものに限る。）における指導者講習を修了した者が含まれること。

8 教育に関する事項

(1) 養成施設指定規則別表第4に定める教育内容は、法第40条第2項第1号の養成施設にあつては別表1の内容以上、同項第2号の養成施設にあつては別表2の内容以上、同項第3号の養成施設にあつては別表3の内容以上であること。

(2) 別表1から3までに定める教育内容ごとに、求められる介護福祉士像、当該教育内容が含まれる領域の目的及び当該教育内容のねらいを踏まえ、介護福祉士養成施設としてふさわしい科目となるよう、科目編成を行うこと。この場合、当該教育内容に係る科目には、当該教育内容に係る教育に含むべき事項が全て含まれていること。

また、一の教育内容に複数の科目を設定する場合には、一の科目に少なくとも一以上の教育に含むべき事項が含まれ、かつ、当該教育内容に係る全科目をとおして教育に含むべき事項が全て含まれていること。

また、授業を行う際には、当該授業を行う科目に含まれる教育に含むべき事項に係る留意点を含んだ内容とすること。

(3) 介護福祉士という職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような科目の設定又はその内容に配慮すること。

(4) 合同授業（介護福祉士養成施設で複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は介護福祉士養成施設の課程間において同時に授業を行うことをいう。）又は合併授業（介護福祉士養成施設と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。）については、講義による授業であつて、授業等に支障を来さない限りにおいてこれを行って差し支えないこと。

9 実習に関する事項

- (1) 養成施設指定規則第5条第1項第14号イの実習（以下「介護実習Ⅰ」という。）については、利用者の生活の場である多様な介護現場において、個々の利用者の生活リズムや個性を理解した上で個別ケアを理解し、利用者及び家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じたチームの一員としての介護福祉士の役割について理解することに重点を置いた内容とすること。また、同号ロの実習（以下「介護実習Ⅱ」という。）については、一の施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他の科目で学習した知識及び技術等を統合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得することに重点を置いた内容とすること。
- (2) 介護実習については、介護実習施設等において行うものをいうものであること。
- (3) 介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で施設における実習に片寄ることのないよう、短期間であっても、訪問介護等の利用者の居宅を訪問して行うサービスや小規模多機能型居宅介護等のサービスを含む居宅サービスを介護実習施設等として確保することにより、利用者の生活の場である多様な介護現場において個別ケアを体験・学習できるよう、配慮すること。
- (4) 介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で特定の施設・事業等の種別に片寄ることのないよう、高齢者を対象とした施設・事業等、障害者を対象とした施設・事業等、児童等を対象とした施設・事業等で多様な経験・学習ができるよう配慮すること。介護実習Ⅱを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、教育に含むべき事項を全て体験・学習できるよう配慮すること。
- (5) 養成施設指定規則第5条第1項第14号のロに規定する介護実習Ⅱを行う介護実習施設等の基準のうち、介護職員に占める介護福祉士の割合の基準については、常勤の介護職員のうち介護福祉士の人数が3割以上であれば満たすものであること。
- (6) 実習内容、実習指導体制、実習中の安全管理等については、介護実習施設等との

間で十分に協議し、確認を行うこと。

- (7) 介護実習施設等における実習計画が、当該介護実習施設等との連携の下に定められていること。
- (8) 介護福祉士養成施設において介護実習を担当する教員が、実習期間中に各介護実習施設等を週1回以上巡回して、個々の生徒について実習の課題を把握し、当該介護実習施設等における実習目標の達成状況を踏まえ、目標達成のための具体的な方法について指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、介護実習施設等との十分な連携の下、実習期間中に生徒が介護福祉士養成施設において学習する日を設け、指導を行うこととしても差し支えないこと。
- (9) 実習期間が1日から3日程度の実習にあつては、実習期間前に介護福祉士養成施設と当該実習を受け入れる介護実習施設等の実習指導者との間で情報交換を行い、実習に係る教育の到達目標等を共有している場合には、(8)によらなくても差し支えないこと。
- (10) 実習の教育効果を上げるため、介護総合演習については、実習前の介護技術の確認や介護実習施設等に係るオリエンテーション、実習後の事例報告会の開催、実習期間中に生徒が介護福祉士養成施設において学習する日の設定等を通じ、実習に必要な知識及び技術、介護過程の展開の能力等について、個々の生徒の学習到達状況に応じた総合的な学習となるよう努めること。
- (11) 実習において知り得た個人の秘密の保持について、教員及び実習生に対して徹底を図ること。
- (12) 介護実習における医療的ケアの現地研修の扱いについては、9の2によること。

9の2 医療的ケアに関する事項

- (1) 基本研修（新養成施設指定規則別表第4備考2又は別表第5備考2に規定する講義及び演習をいう。以下同じ。）に関する事項
 - ア 講義に関する事項
 - 講義の時間数は、休憩時間を除いた実時間で50時間以上とすること。
 - イ 演習に関する事項
 - 医療的ケアの演習については、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ次の回数以上の演習を実施すること。併せて、救急蘇生法演習についても1回以上実施すること。

(ア) 喀痰吸引

- 1) 口腔 5回以上
- 2) 鼻腔 5回以上
- 3) 気管カニューレ内部 5回以上

(イ) 経管栄養

- 1) 胃ろう又は腸ろう 5回以上
- 2) 経鼻経管栄養 5回以上

ウ 基本研修修了証明書の交付に関する事項

今般、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、国家試験の受験の義務付け及び介護福祉士としての喀痰吸引等の行為の実施が平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年間延期になり、併せて、医療的ケア（基本研修）の修了の必須化も1年間延期となった。

この結果、平成27年度以前の養成施設の卒業の要件として、「基本研修の修了」が必須とされているものではないことから、基本研修を修了していなくても養成施設を卒業させることは可能であるが、生徒が基本研修を修了した上で卒業した場合には、認定特定行為業務従事者の喀痰吸引等研修（法附則第4条第2項に規定する喀痰吸引等研修をいう。）の課程の一部が免除となり得るため、各養成施設においては、基本研修を修了した生徒に対して、様式4による基本研修修了証明書を交付すること。

(2) 実地研修（新養成施設指定規則別表第4備考3に規定する実地研修をいう。以下同じ。）に関する事項

- ア 実地研修を行うことができる生徒は、基本研修を修了した生徒に限られること。
- イ 実地研修の回数は、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ次のとおりとすること。ただし、実地研修を安全に実施するために、喀痰吸引等を必要とする者等の書面による同意、関係者による連携体制の確保等の要件（別途定める通知による）を満たしている必要があること。

(ア) 喀痰吸引

- 1) 口腔 10回以上
- 2) 鼻腔 20回以上

3) 気管カニューレ内部 20 回以上

(イ) 経管栄養

1) 胃ろう又は腸ろう 20 回以上

2) 経鼻経管栄養 20 回以上

ウ 実地研修は、基本的には医療的ケア又は介護実習の中で実施することを想定している。なお、実地研修については、例えば、登録研修機関（法附則第 4 条第 2 項に規定する登録研修機関をいう。以下同じ。）と連携した上で、当該登録研修機関に係る実地研修施設等を活用することや、登録喀痰吸引等事業者（法第 48 条の 6 第 1 項に規定する登録喀痰吸引等事業者をいう。以下同じ。）との連携なども考えられること。

エ 実地研修修了証明書に関する事項

医療的ケアの修了要件として、「実地研修の修了」が必須とされているものではないことから、実地研修を修了しなくても養成施設を卒業させることは可能であるが、生徒が実地研修を修了した上で卒業し、介護福祉士資格を取得した場合には、当該生徒は資格取得後の実地研修は不要となるため、各養成施設においては、実地研修を修了した生徒に対して、様式 5 による実地研修修了証明書を交付すること。

(3) 介護実習における留意事項

実地研修場所としての要件を満たす介護実習施設等で介護実習を行う場合には、基本研修を修了した生徒に対して、可能な限り実地研修も行うよう、特段の配慮をすること。実地研修の実施が困難な場合には、可能な限り医療的ケアを実施している介護現場の見学を行うよう、特段の配慮をすること。

なお、医療的ケアの見学及び実地研修を行う介護実習施設等は、介護実習 I・II のいずれでもよいこと。ただし、実地研修を行う場合には、(3) の要件を満たす必要があること。

10 情報開示に関する事項

(1) 開示すべき情報の内容は、別表 4 に定める内容以上であること。

(2) 情報の開示を行うに当たっては、インターネットや生徒募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供すること。なお、インターネットにより開示した情報は定期的に更新すること。

11 運営に関する事項

- (1) 介護福祉士養成施設の経理が他と明確に区分されていること。
- (2) 会計帳簿、決算書類等収支状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 入所料、授業料及び実習費等は適当な額であり、寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (4) 令第5条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。

12 経過措置に関する事項

- (1) 「「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の一部改正について」（平成30年8月7日付け社援発0807第2号本職通知。以下「平成30年改正通知」という。）の修業年限に応じた適用日の前日において現に存する法第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設（以下「既存養成施設」という。）において、当該適用日から入所する者に適用する教育カリキュラム等に関する変更の届出は、原則、当該適用日の6か月前までに行うこと。
- (2) 平成31年度において、定員の変更等を行う既存養成施設及び新規に開設する法第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設（修業年限が4年以上のものに限る。）については、3の設置計画書等に関する規定は適用しないものであること。

13 その他

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第9条第2項において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」こととされていることを踏まえ、平成21年度以降の新しい教育カリキュラムの施行状況を注視し、必要に応じて見直しを行うこととしているので、御了知ありたいこと。

II 法第40条第2項第5号に規定する養成施設

1 設置主体等に関する事項

設置主体は、法人格を取得している者であること。

2 校地・校舎等及び施設設備等に関する事項

設置者が所有することを原則とせず、実務者研修を適切に実施することができれば、賃借等であっても差し支えないこと。また、教育上必要な際に使用できる状態であればよいこと。

3 設置計画書等に関する事項

法第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設における取扱いに準ずることとするが、設置・変更に係る届出期限は、設置・変更日の9か月前まで（当該養成施設が法第40条第2項第1号から第4号までの規定に基づく学校、養成施設、高等学校又は中等教育学校の指定を受けている場合における設置に係る届出期限については、設置日の8か月前まで）の提出でよいこと。

4 指定申請書等に関する事項

法第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設における取扱いに準ずることとするが、開始・変更に係る届出期限は、開始・変更日の3か月前までの提出でよいこと。

5 学則に関する事項

法第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設における取扱いに準ずること。

6 生徒に関する事項

- (1) 入所志願者については、可能な限り入所を認めるよう、特段の配慮をすること。
- (2) 生徒の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握すること。
- (3) 新養成施設指定規則別表第5に基づき編成された各科目の出席時間数が養成施設指定規則に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。また、学則にその旨が明記されていること。
- (4) 看護師又は准看護師の資格を有する生徒については、生徒からの申請に基づき、養

成施設指定規則別表第5に示す医療的ケアの科目の履修について、免許証原本を確認の上、免除して差し支えないこと。

なお、医療的ケアの科目の履修を免除された者が資格取得後、看護師又は准看護師としてではなく、介護福祉士として喀痰吸引等業務に従事する場合は、介護福祉士の場合は実施手順が細かく定められていること等に鑑み、喀痰吸引等研修（基本研修のうち講義を除く。）を受講するなど、所要の対応をとることが望ましいこと。

(5) 入所、卒業、成績、出席状況等生徒に関する書類が確実に保存されていること。

7 教員に関する事項

(1) 教員の数は、新養成施設指定規則別表第5に基づき編成された各科目を担当するのに適当な数であること。

(2) 原則として、教員は、一の実務者養成施設（一の実務者養成施設に二以上の課程がある場合は、一の課程）に限り、専任教員となるものであること。なお、介護過程Ⅲ及び医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員については、次のとおりの取扱いとすること。

ア 教務に関する主任者

実務者研修教員講習会修了者等であって、かつ、新養成施設指定規則第7条の2第1号ホ（1）から（5）（同条第2号ハを含む。）のいずれかに該当する者であること。なお、同号ホの「その他その者と同等以上の知識及び技能を修得していると認められる者」には、介護教員講習会を修了した者、実務者研修教員講習会における講師を含むものとする。

イ 専任教員

新養成施設指定規則第7条の2第1号ハ（同条第2号ロを含む。）の専任教員については、教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者として実務者養成施設が認めたものであること。

ウ 介護過程Ⅲ

介護福祉士実習指導者講習会修了者等であって、かつ、新養成施設指定規則第7条の2第1号ホ（1）から（5）（同条第2号ハを含む。）のいずれかに該当する者であること。なお、同号へ（同条第2号イにおいて準用する場合を含む。）の「その他その者と同等以上の知識及び技能を修得していると認められる者」には、

介護教員講習会、実務者研修教員講習会又は介護技術講習に係る主任指導者養成講習若しくは指導者養成講習を修了した者を含むものとする。

エ 医療的ケア

新養成施設指定規則第7条の2第1号ト(同条第2号イにおいて準用する場合を含む。)の基準を満たす必要があること。なお、同号トの「医療的ケア教員講習会修了者等」の扱いについては、Iの7の(4)と同様であること。

8 教育に関する事項

- (1) 新養成施設指定規則別表第5に定める教育内容は、別表5の内容以上であること。
- (2) 新養成施設指定規則別表第5に定める科目には、別表5に定める当該教育内容に係る「教育に含むべき事項」が全て含まれており、かつ、当該教育内容に係る「到達目標」が達成されるものであること。
- (3) 教育方法は、専ら通学による方法(以下「通学課程」という。)と、通信課程を中心としつつ、一部通学を組み合わせる方法(以下「通信主体の課程」という。)の両方を認めていること。

なお、通信課程における教育方法としては、大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号)等に規定する印刷教材等による授業、放送授業、面接授業、メディアを利用して行う授業等が想定されること。

通信主体の課程における印刷教材による授業、放送授業、メディアを利用して行う授業には、新養成施設指定規則第7条の2第2号に定める通信課程に係る基準を適用すること。

- (4) 教育の質が担保される場合には、一部の教育について他の養成施設等(別添2-IIにおいては、他の法第40条第2項第1号から第3号まで又は第5号の規定に基づく学校又は養成施設等をいう。以下同じ。)に実施させることが可能であること。

ただし、実務者研修の実施に係る最終的な責任はあくまでも実務者養成施設が負うものであり、また、少なくとも実務者研修の一部については実務者養成施設が自ら研修を行う必要があるものとし、研修の全てを他の養成施設等に実施させることは認められないこと。

なお、面接授業によらなければならない「介護過程Ⅲ」の教育を他の養成施設等に実施させる場合においては、その実施先は、他の養成施設等又は介護実習Ⅱを行う介護実習施設のいずれかによるものとする。

この場合において、実施先における教育の質を担保するため、教育を担当する教員については、その教育内容について相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者を充てるとともに、介護過程Ⅲ及び医療的ケアの教育を他の養成施設等に実施させる場合には、7の(2)の要件を満たす必要があること。

(5) 他研修等の修了認定に係る養成施設の留意事項については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成23年10月28日社援発1028第1号）のとおりであること。

(6) 各科目ごとに修得度の評価を行うこと。評価はレポート、紙上演習、小テストなど適切な方法により行うこと。

また、各科目について、評価を行う場合に、到達目標に達していないと判断される場合には、課題の再提出及び再評価を行うこと。

9 医療的ケアに関する事項

新養成施設指定規則別表第5備考2に規定する講義の時間数及び演習並びに同表備考3に規定する実地研修の回数及び条件については、法第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設における取扱いと同様であること。併せて、以下の点に留意すること。

(1) 実地研修は、例えば、登録研修機関と連携した上で、当該登録研修機関に係る実地研修施設等を活用することや、登録喀痰吸引等事業者との連携なども考えられること。

(2) 医療的ケアの修了要件として、「実地研修の修了」が必須とされているものではないことから、実地研修を修了しなくても養成施設を卒業させることは可能であるが、生徒が実地研修を修了した上で卒業し、介護福祉士資格を取得した場合には、当該生徒は資格取得後の実地研修は不要となるため、各養成施設においては、実地研修を修了した生徒に対して、様式5による実地研修修了証明書を交付すること。

(3) 各養成施設においては、基本研修を修了した生徒に対して、可能な限り実地研修を行うよう、特段の配慮をすること。実地研修の実施が困難な場合には、可能な限り医療的ケアを実施している介護現場の見学を行うよう、特段の配慮をすること。

10 情報開示に関する事項

法第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設における取扱いに準ずること。ただし、実務者研修の場合には介護実習に関する科目は存在せず、また、実務者研修の性格に鑑みると、生徒の多くは現に就業中であることが想定されることから、介護実習及び卒業者の進路に関する情報については、情報開示の対象外とすること。

11 運営に関する事項

法第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設における取扱いに準ずること。

12 経過措置に関する事項

平成33年12月31日以前に修了する実務者研修を行う法第40条第2項第5号に規定する養成施設において、平成34年1月1日以降に修了する実務者研修に係る入所者に適用する教育カリキュラム等に関する変更の届出は、原則、平成30年改正通知の適用日である当該実務者研修の開始日の3か月前までに行うこと。

別表1 (法第40条第2項第1号の介護福祉士養成施設関係)

求められる介護福祉士像			
1 尊厳と自立を支えるケアを実践する 2 専門職として自律的に介護過程の展開ができる 3 身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる 4 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる 5 QOL (生活の質) の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる 6 地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる 7 関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する 8 本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる 9 制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる 10 介護職の中で中核的な役割を担う + 高い倫理性の保持			
領域	領域の目的		
人間と社会	1 福祉の理念を理解し、尊厳の保持や権利擁護の視点及び専門職としての基盤となる倫理観を養う。 2 人間関係の形成やチームで働く力を養うための、コミュニケーションやチームマネジメントの基礎的な知識を身につける。 3 対象者の生活を地域の中で支えていく観点から、地域社会における生活とその支援についての基礎的な知識を身につける。 4 介護実践に必要な知識という観点から、社会保障の制度・施策についての基礎的な知識を身につける。 5 介護実践を支える教養を高め、総合的な判断力及び豊かな人間性を養う。		
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項
	人間の尊厳と自立 (30時間以上)	人間の理解を基礎として、尊厳の保持と自立について理解し、介護福祉の倫理的課題への対応能	① 人間の尊厳と人権・福祉理念 ② 自立の概念

		力の基礎を養う学習とする。		味と、本人主体の観点から、尊厳の保持や自己決定の考え方を理解する内容とする。
人間関係とコミュニケーション (60時間以上)	(1) 対人援助に必要な人間の関係性を理解し、関係形成に必要なコミュニケーションの基礎的な知識を習得する学習とする。 (2) 介護の質を高めるために必要な、チームマネジメントの基礎的な知識を理解し、チームで働くための能力を養う学習とする。	① 人間関係の形成とコミュニケーションの基礎 ② チームマネジメント	① 人間関係を形成するために必要な心理学的支援を踏まえたコミュニケーションの意義や機能を理解する内容とする。 ② 介護実践をマネジメントするために必要な組織の運営管理、人材の育成や活用等の人材管理、それらに必要なリーダーシップ・フォロワーシップ等、チーム運営の基本を理解する内容とする。	
社会の理解 (60時間以上)	(1) 個や集団、社会の単位で人間を理解する視点を養い、生活と社会の関係性を体系的に捉える学習とする。 (2) 対象者の生活の場としての地域という観点から、地域共生社会や地域包括ケアの	① 社会と生活のしくみ ② 地域共生社会の実現に向けた制度や施策 ③ 社会保障制度 ④ 高齢者福祉と介護保険制度 ⑤ 障害者福祉と障害者保健福祉制	① 個人・家族・地域・社会のしくみと、地域における生活の構造について学び、生活と社会の関わりや自助・互助・共助・公助の展開について理解する内容とする。 ② 地域共生社会や地域包括ケアシステムの基本的な考え方としくみ、その実現のための制度・施策を理解する内容とする。 ③ 社会保障制度の基本的な考え方としくみを理解する	

		<p>基礎的な知識を習得する学習とする。</p> <p>(3) 日本の社会保障の基本的な考え方、しくみについて理解する学習とする。</p> <p>(4) 高齢者福祉、障害者福祉及び権利擁護等の制度・施策について、介護実践に必要な観点から、基礎的な知識を習得する学習とする。</p>	<p>度</p> <p>⑥ 介護実践に関連する諸制度</p>	<p>とともに、社会保障の現状と課題を捉える内容とする。</p> <p>④ 高齢者福祉制度の基本的な考え方としくみ、介護保険制度の内容を理解し、高齢者福祉の現状と課題を捉える内容とする。</p> <p>⑤ 障害者福祉制度の基本的な考え方としくみ、障害者総合支援法の内容を理解し、障害者福祉の現状と課題を捉える内容とする。</p> <p>⑥ 人間の尊厳と自立に関わる権利擁護や個人情報保護等、介護実践に関連する制度・施策の基本的な考え方としくみを理解する内容とする。</p>
人間と社会に関する選択科目	<p>以下の内容のうちから介護福祉士養成施設ごとに選択して、科目の内容及び時間を設定する。</p> <p>① 生物や人間等の「生命」の基本的仕組みの学習（科目例：生物、生命科学）</p> <p>② 社会生活における数学の活用の理解と数学的・論理的思考の学習（科目例：統計、数学（基礎）、経理）</p> <p>③ 家族・福祉、衣食住、消費生活等に関する基礎的な知識と技術の学習（科目例：家庭、生活技術、生活文化）</p> <p>④ 現代社会の基礎的問題を理解し、社会を見つめる感性や現代を生きる人間としての生き方について考える力を養う学習（科目例：社会、現代社会、憲法論、政治・経済）</p> <p>⑤ 様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら共生する社会への理解や、国際的な視野を養う学習（科目例：国際理解、多文化共生）</p> <p>⑥ その他の社会保障関連制度についての学習（科目例：労働法制、住宅政策、教育制度、児童福祉）</p>			
介護	領域の目的			

<p>1 介護福祉士に求められる役割と機能を理解し、専門職としての態度を養う。</p> <p>2 介護を実践する対象、場によらず、様々な場面に必要とされる介護の基礎的な知識・技術を習得する。</p> <p>3 本人、家族等との関係性の構築やチームケアを実践するための、コミュニケーションの基礎的な知識・技術を習得する。</p> <p>4 対象となる人の能力を引き出し、本人主体の生活を地域で継続するための介護過程を展開できる能力を養う。</p> <p>5 介護実践における安全を管理するための基礎的な知識・技術を習得する。</p> <p>6 各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養う。</p>			
教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
<p>介護の基本 (180時間)</p>	<p>介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。</p>	<p>① 介護福祉の基本となる理念</p> <p>② 介護福祉士の役割と機能</p> <p>③ 介護福祉士の倫理</p> <p>④ 自立に向けた介護</p> <p>⑤ 介護を必要とする人の理解</p> <p>⑥ 介護を必要とする人の生活を支えるしくみ</p> <p>⑦ 協働する多職種の役割と機能</p> <p>⑧ 介護における安全の確保とリスクマネジメ</p>	<p>① 複雑化・多様化・高度化する介護ニーズ及び介護福祉を取り巻く状況を社会的な課題として捉え、尊厳の保持や自立支援という介護福祉の基本となる理念を理解する内容とする。</p> <p>② 地域や施設・在宅の場や、介護予防や看取り、災害時等の場面や状況における、介護福祉士の役割と機能を理解する内容とする。</p> <p>③ 介護福祉の専門性と倫理を理解し、介護福祉士に求められる専門職としての態度を形成するための内容とする。</p> <p>④ ICFの視点に基づくアセスメントを理解し、エンパワメントの観点から、個々の状態に応じた自立を支援するための環境整</p>

			<p>ント</p> <p>⑨ 介護従事者の安全</p>	<p>備や介護予防、リハビリテーション等の意義や方法を理解する内容とする。</p> <p>⑤ 介護を必要とする人の生活の個別性に対応するために、生活の多様性や社会との関わりを理解する内容とする。</p> <p>⑥ 介護を必要とする人の生活を支援するという観点から、介護サービスや地域連携等、フォーマル・インフォーマルな支援を理解する内容とする。</p> <p>⑦ 多職種協働による介護を実践するために、保健・医療・福祉に関する他の職種の専門性や役割と機能を理解する内容とする。</p> <p>⑧ 介護におけるリスクマネジメントの必要性を理解するとともに、安全の確保のための基礎的な知識や事故への対応を理解する内容とする。</p> <p>⑨ 介護従事者自身が心身ともに健康に、介護を実践するための健康管理や労働環境の管理について理解する内容とする。</p>
	<p>コミュニケーション技術 (60 時間)</p>	<p>対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーションの意義や技法</p>	<p>① 介護を必要とする人とのコミュニケーション</p> <p>② 介護にお</p>	<p>① 本人の置かれている状況を理解し、支援関係の構築や意思決定を支援するためのコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。</p>

	を学び、介護実践に必要なコミュニケーション能力を養う学習とする。	ける家族とのコミュニケーション ③ 障害の特性に応じたコミュニケーション ④ 介護におけるチームのコミュニケーション	② 家族の置かれている状況・場面を理解し、家族への支援やパートナーシップを構築するためのコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ③ 障害の特性に応じたコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。 ④ 情報を適切にまとめ、発信するために、介護実践における情報の共有化の意義を理解し、その具体的な方法や情報の管理について理解する内容とする。
生活支援技術 (300時間)	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。	① 生活支援の理解 ② 自立に向けた居住環境の整備 ③ 自立に向けた移動の介護 ④ 自立に向けた身じたくの介護 ⑤ 自立に向けた食事の介護 ⑥ 自立に向けた入浴・清潔保持の介護 ⑦ 自立に向けた排泄の	① ICFの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、生活の豊かさや心身の活性化のための支援につながる内容とする。 ② 住まいの多様性を理解するとともに、生活の豊かさや自立支援のための居住環境の整備について基礎的な知識を理解する内容とする。 ③～⑦ 対象者の能力を活用・発揮し、自立に向けた生活支援の基礎的な知識・技術を習得する。また、実践の根拠について、説明できる能力を身につける内容とする。 ⑧ 生活の継続性を支援する観点から、対象者が個々の

		介護 ⑧ 自立に向けた家事の介護 ⑨ 休息・睡眠の介護 ⑩ 人生の最終段階における介護 ⑪ 福祉用具の意義と活用	状態に応じた家事を自立的に行うことを支援するための、基礎的な知識・技術を習得する内容とする。 ⑨ 健康を保持するための休息や睡眠の重要性を理解し、安眠を促す環境を整える支援につながる内容とする。 ⑩ 人生の最終段階にある人と家族をケアするために、終末期の経過に沿った支援や、チームケアの実践について理解する内容とする。 ⑪ 介護ロボットを含め福祉用具を活用する意義やその目的を理解するとともに、対象者の能力に応じた福祉用具を選択・活用する知識・技術を習得する内容とする。
介護過程 (150時間)	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。	① 介護過程の意義と基礎的理解 ② 介護過程とチームアプローチ ③ 介護過程の展開の理解	① 介護実践における介護過程の意義の理解を踏まえ、介護過程を展開するための一連のプロセスと着眼点を理解する内容とする。 ② 介護サービス計画や協働する他の専門職のケア計画と個別介護計画との関係性、チームとして介護過程を展開することの意義や方法を理解する内容とする。 ③ 個別の事例を通じて、対象者の状態や状況に応じた介護過程の展開につながる内容とする。

<p>介護総合演習 (120時間)</p>	<p>介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う学習とする。</p>	<p>① 知識と技術の統合 ② 介護実践の科学的探求</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習の教育効果を上げるため、事前に実習施設についての理解を深めるとともに、各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践につながる内容とする。 ・ 実習を振り返り、介護の知識や技術を実践と結びつけて統合、深化させるとともに、自己の課題を明確にし専門職としての態度を養う内容とする。 <p>② 質の高い介護実践やエビデンスの構築につながる実践研究の意義とその方法を理解する内容とする。</p>
<p>介護実習 (450時間)</p>	<p>(1) 地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する学習とする。 (2) 本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。</p>	<p>① 介護過程の実践的展開 ② 多職種協働の実践 ③ 地域における生活支援の実践</p>	<p>① 介護過程の展開を通して対象者を理解し、本人主体の生活と自立を支援するための介護過程を実践的に学ぶ内容とする。 ② 多職種との協働の中で、介護福祉士としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。 ③ 対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容とする。</p>

こころからだのしくみ	領域の目的		
	<p>1 介護実践に必要な根拠となる、心身の構造や機能及び発達段階とその課題について理解し、対象者の生活を支援するという観点から、身体的・心理的・社会的側面を統合的に捉えるための知識を身につける。</p> <p>2 認知症や障害のある人の生活を支えるという観点から、医療職と連携し支援を行うための、心身の機能及び関連する障害や疾病の基礎的な知識を身につける。</p> <p>3 認知症や障害のある人の心身の機能が生活に及ぼす影響について理解し、本人と家族が地域で自立した生活を継続するために必要とされる心理・社会的な支援について基礎的な知識を身につける。</p>		
教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
<p>こころとからだのしくみ (120時間)</p>	<p>介護を必要とする人の生活支援を行うため、介護実践の根拠となる人間の心理、人体の構造や機能を理解する学習とする。</p>	<p>① こころとからだのしくみⅠ ア こころのしくみの理解 イ からだのしくみの理解</p> <p>② こころとからだのしくみⅡ ア 移動に関連したこころとからだのしくみ イ 身じたくに関連したこころとからだのしくみ ウ 食事に</p>	<p>① 介護実践に必要な観察力、判断力の基盤となる人間の心理、人体の構造と機能の基礎的な知識を理解する内容とする。</p> <p>②ア～カ 生活支援を行う際に必要となる基礎的な知識として、生活支援の場面に応じた、こころとからだのしくみ及び機能低下や障害が生活に及ぼす影響について理解する内容とする。</p> <p>②キ 人生の最終段階にある人と家族を支援するため、終末期の心身の変化が生活に及ぼす影響について学び、生活支援を行うために必要となる基礎的な知識を理解する内容とする。</p>

			<p>関連した ところと からだの しくみ</p> <p>エ 入浴・清 潔保持に 関連した ところと からだの しくみ</p> <p>オ 排泄に 関連した ところと からだの しくみ</p> <p>カ 休息・睡 眠に関連 したここ ろとから だのしく み</p> <p>キ 人生の 最終段階 のケアに 関連した のところ とからだ のしくみ</p>	
<p>発達と老 化の理解 (60 時間)</p>	<p>人間の成長と 発達の過程にお ける、身体的・心 理的・社会的変化 及び老化が生活 に及ぼす影響を 理解し、ライフサ イクルの特徴に</p>	<p>① 人間の成 長と発達の 基礎的理解</p> <p>② 老化に伴 うところと からだの変 化と生活</p>	<p>① 人間の成長と発達の基本 的な考え方を踏まえ、ライ フサイクルの各期（乳幼児 期・学童期・思春期・青年 期・成人期・老年期）にお ける身体的・心理的・社会 的特徴と発達課題及び特徴 的な疾病について理解する</p>	

		<p>応じた生活を支援するために必要な基礎的な知識を習得する学習とする。</p>		<p>内容とする。</p> <p>② 老化に伴う身体的・心理的・社会的な変化や、高齢者に多く見られる疾病と生活への影響、健康の維持・増進を含めた生活を支援するための基礎的な知識を理解する内容とする。</p>
<p>認知症の理解 (60 時間)</p>	<p>認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に据え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。</p>	<p>① 認知症を取り巻く状況</p> <p>② 認知症の医学的・心理的側面の基礎的理解</p> <p>③ 認知症に伴う生活への影響と認知症ケア</p> <p>④ 連携と協働</p> <p>⑤ 家族への支援</p>	<p>① 認知症のケアの歴史や理念を含む、認知症を取り巻く社会的環境について理解する内容とする。</p> <p>② 医学的・心理的側面から、認知症の原因となる疾病及び段階に応じた心身の変化や心理症状を理解し、生活支援を行うための根拠となる知識を理解する内容とする。</p> <p>③ 認知症の人の生活及び家族や社会との関わりへの影響を理解し、その人の特性を踏まえたアセスメントを行い、本人主体の理念に基づいた認知症ケアの実践につながる内容とする。</p> <p>④ 認知症の人の生活を地域で支えるサポート体制や、多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。</p> <p>⑤ 認知症の人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力に応じた支援につながる内容とする。</p>	

	<p>障害の理解 (60 時間)</p>	<p>障害のある人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、障害のある人の地域での生活を理解し、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境への支援を理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。</p>	<p>① 障害の基礎的理解 ② 障害の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③ 障害のある人の生活と障害の特性に応じた支援 ④ 連携と協働 ⑤ 家族への支援</p>	<p>① 障害のある人の生活を支援するという観点から、障害の概念や、障害の特性に応じた制度の基礎的な知識を理解する内容とする。 ② 医学的・心理的側面から、障害による心身への影響や心理的な変化を理解する内容とする。 ③ 障害のある人のライフステージや障害の特性を踏まえ、機能の変化が生活に及ぼす影響を理解し、QOLを高める支援につながる内容とする。 ④ 障害のある人の生活を地域で支えるためのサポート体制や、多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。 ⑤ 障害のある人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力に応じた支援につながる内容とする。</p>
<p>医療的ケア</p>	<p>領域の目的</p>			
	<p>医療的ケアが必要な人の安全で安楽な生活を支えるという観点から、医療職との連携の下で医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を習得する。</p>			
	<p>教育内容</p>	<p>ねらい</p>	<p>教育に含むべき事項</p>	<p>留意点</p>
	<p>医療的ケア (50 時間以上)</p>	<p>医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する学習とす</p>	<p>① 医療的ケア実施の基礎 ② 喀痰吸引 (基礎的知</p>	<p>① 医療的ケアの実施に関する制度の概要及び医療的ケアと関連づけた「個人の尊厳と自立」、「医療的ケアの倫理上の留意点」、「医療的</p>

		る。	識・実施手順) ③ 経管栄養 (基礎的知識・実施手順) ④ 演習	ケアを実施するための感染予防」、「安全管理体制」等についての基礎的な知識を理解する内容とする。 ② 喀痰吸引について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。 ③ 経管栄養について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。 ④ 安全な喀痰吸引等の実施のため、確実な手技を習得する内容とする。
--	--	----	---	--

(注) 領域「医療的ケア」に関する留意事項

- ・ 「医療的ケア実施の基礎」から「経管栄養（基礎的知識・実施手順）」までについて50時間の教育を行うこととし、「演習」については50時間に含めないこと。
 - ・ 「医療的ケア実施の基礎」では、関連する法制度や倫理、関連職種との役割、救急蘇生法、感染予防及び健康状態の把握など、医療的ケアを安全・適切に実施する上で基礎となる内容とすること。
 - ・ 「喀痰吸引（基礎的知識・実施手順）」では、喀痰吸引に必要な人体の構造と機能、小児の吸引、急変状態への対応など、喀痰吸引を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を習得する内容とすること。
 - ・ 「経管栄養（基礎的知識・実施手順）」では、経管栄養に必要な人体の構造と機能、小児の経管栄養、急変状態への対応など、経管栄養を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を習得する内容とすること。
 - ・ 「演習」の回数は次のとおりとすること。
- ア 喀痰吸引：口腔5回以上、鼻腔5回以上、気管カニューレ内部5回以上
- イ 経管栄養：胃ろう又は腸ろう5回以上、経鼻経管栄養5回以上
- ※ 救急蘇生法演習（1回以上）も併せて行うこと。

別表2（法第40条第2項第2号の介護福祉士養成施設関係）

求められる介護福祉士像			
1 尊厳と自立を支えるケアを実践する 2 専門職として自律的に介護過程の展開ができる 3 身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる 4 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる 5 QOL（生活の質）の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる 6 地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる 7 関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する 8 本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる 9 制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる 10 介護職の中で中核的な役割を担う + 高い倫理性の保持			
領域	領域の目的		
介護	1 介護福祉士に求められる役割と機能を理解し、専門職としての態度を養う。 2 介護を実践する対象、場によらず、様々な場面に必要とされる介護の基礎的な知識・技術を習得する。 3 本人、家族等との関係性の構築やチームケアを実践するための、コミュニケーションの基礎的な知識・技術を習得する。 4 対象となる人の能力を引き出し、本人主体の生活を地域で継続するための介護過程を展開できる能力を養う。 5 介護実践における安全を管理するための基礎的な知識・技術を習得する。 6 各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養う。		
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項
	介護の基本 （180時間）	介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するため	① 介護福祉の基本となる理念 ② 介護福祉士の役割と

		<p>のしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。</p>	<p>機能</p> <p>③ 介護福祉士の倫理</p> <p>④ 自立に向けた介護</p> <p>⑤ 介護を必要とする人の理解</p> <p>⑥ 介護を必要とする人の生活を支えるしくみ</p> <p>⑦ 協働する多職種の役割と機能</p> <p>⑧ 介護における安全の確保とリスクマネジメント</p> <p>⑨ 介護従事者の安全</p>	<p>う介護福祉の基本となる理念を理解する内容とする。</p> <p>② 地域や施設・在宅の場や、介護予防や看取り、災害時等の場面や状況における、介護福祉士の役割と機能を理解する内容とする。</p> <p>③ 介護福祉の専門性と倫理を理解し、介護福祉士に求められる専門職としての態度を形成するための内容とする。</p> <p>④ ICFの視点に基づくアセスメントを理解し、エンパワメントの観点から、個々の状態に応じた自立を支援するための環境整備や介護予防、リハビリテーション等の意義や方法を理解する内容とする。</p> <p>⑤ 介護を必要とする人の生活の個別性に対応するために、生活の多様性や社会との関わりを理解する内容とする。</p> <p>⑥ 介護を必要とする人の生活を支援するという観点から、介護サービスや地域連携等、フォーマル・インフォーマルな支援を理解する内容とする。</p> <p>⑦ 多職種協働による介護を実践するために、保健・医療・福祉に関する他の職</p>
--	--	--	--	--

				<p>種の専門性や役割と機能を理解する内容とする。</p> <p>⑧ 介護におけるリスクマネジメントの必要性を理解するとともに、安全の確保のための基礎的な知識や事故への対応を理解する内容とする。</p> <p>⑨ 介護従事者自身が心身ともに健康に、介護を実践するための健康管理や労働環境の管理について理解する内容とする。</p>
コミュニケーション技術 (60 時間)	対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーションの意義や技法を学び、介護実践に必要なコミュニケーション能力を養う学習とする。	<p>① 介護を必要とする人とのコミュニケーション</p> <p>② 介護における家族とのコミュニケーション</p> <p>③ 障害の特性に応じたコミュニケーション</p> <p>④ 介護におけるチームのコミュニケーション</p>	<p>① 本人の置かれている状況を理解し、支援関係の構築や意思決定を支援するためのコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。</p> <p>② 家族の置かれている状況・場面を理解し、家族への支援やパートナーシップを構築するためのコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。</p> <p>③ 障害の特性に応じたコミュニケーションの基本的な技術を習得する内容とする。</p> <p>④ 情報を適切にまとめ、発信するために、介護実践における情報の共有化の意義を理解し、その具体的な方法や情報の管理について理解する内容とする。</p>	
生活支援	尊厳の保持や	① 生活支援	① ICFの視点を生活支援	

<p>技術 (300 時間)</p>	<p>自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。</p>	<p>の理解 ② 自立に向けた居住環境の整備 ③ 自立に向けた移動の介護 ④ 自立に向けた身じたくの介護 ⑤ 自立に向けた食事の介護 ⑥ 自立に向けた入浴・清潔保持の介護 ⑦ 自立に向けた排泄の介護 ⑧ 自立に向けた家事の介護 ⑨ 休息・睡眠の介護 ⑩ 人生の最終段階における介護 ⑪ 福祉用具の意義と活用</p>	<p>に活かすことの意義を理解し、生活の豊かさや心身の活性化のための支援につながる内容とする。 ② 住まいの多様性を理解するとともに、生活の豊かさや自立支援のための居住環境の整備について基礎的な知識を理解する内容とする。 ③～⑦ 対象者の能力を活用・発揮し、自立に向けた生活支援の基礎的な知識・技術を習得する。また、実践の根拠について、説明できる能力を身につける内容とする。 ⑧ 生活の継続性を支援する観点から、対象者が個々の状態に応じた家事を自立的に行うことを支援するための、基礎的な知識・技術を習得する内容とする。 ⑨ 健康を保持するための休息や睡眠の重要性を理解し、安眠を促す環境を整える支援につながる内容とする。 ⑩ 人生の最終段階にある人と家族をケアするために、終末期の経過に沿った支援や、チームケアの実践について理解する内容とする。 ⑪ 介護ロボットを含め福祉用具を活用する意義やその目的を理解するとともに、</p>
------------------------	---	---	--

				対象者の能力に応じた福祉用具を選択・活用する知識・技術を習得する内容とする。
介護過程 (150時間)	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。	① 介護過程の意義と基礎的理解 ② 介護過程とチームアプローチ ③ 介護過程の展開の理解	① 介護実践における介護過程の意義の理解を踏まえ、介護過程を展開するための一連のプロセスと着眼点を理解する内容とする。 ② 介護サービス計画や協働する他の専門職のケア計画と個別介護計画との関係性、チームとして介護過程を展開することの意義や方法を理解する内容とする。 ③ 個別の事例を通じて、対象者の状態や状況に応じた介護過程の展開につながる内容とする。	
介護総合演習 (60時間)	介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う学習とする。	① 知識と技術の統合 ② 介護実践の科学的探求	① ・実習の教育効果を上げるため、事前に実習施設についての理解を深めるとともに、各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践につながる内容とする。 ・実習を振り返り、介護の知識や技術を実践と結びつけて統合、深化させるとともに、自己の課題を明確にし専門職としての態度を養う内容とする。 ② 質の高い介護実践やエビデンスの構築につながる実践研究の意義とその方法を理解する内容とする。	

	<p>介護実習 (270時間)</p>	<p>(1) 社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する学習とする。</p> <p>(2) 本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。</p>	<p>① 介護過程の実践的展開</p> <p>② 多職種協働の実践</p> <p>③ 地域における生活支援の実践</p>	<p>① 介護過程の展開を通して対象者を理解し、本人主体の生活と自立を支援するための介護過程を実践的に学ぶ内容とする。</p> <p>② 多職種との協働の中で、介護福祉士としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。</p> <p>③ 対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容とする。</p>
<p>こころとからだのしくみ</p>	<p>領域の目的</p>			
	<p>1 介護実践に必要な根拠となる、心身の構造や機能及び発達段階とその課題について理解し、対象者の生活を支援するという観点から、身体的・心理的・社会的側面を統合的に捉えるための知識を身につける。</p> <p>2 認知症や障害のある人の生活を支えるという観点から、医療職と連携し支援を行うための、心身の機能及び関連する障害や疾病の基礎的な知識を身につける。</p> <p>3 認知症や障害のある人の心身の機能が生活に及ぼす影響について理解し、本人と家族が地域で自立した生活を継続するために必要とされる心理・社会的な支援について基礎的な知識を身につける。</p>			
	<p>教育内容</p>	<p>ねらい</p>	<p>教育に含むべき事項</p>	<p>留意点</p>
<p>こころと</p>	<p>社会福祉士養</p>	<p>① こころと</p>	<p>① 介護実践に必要な観察</p>	

<p>からだのしくみ (60 時間)</p>	<p>成課程等で学んだ内容を踏まえ、介護を必要とする人の生活支援を行うため、介護実践の根拠となる人間の心理、人体の構造や機能を理解する学習とする。</p>	<p>からだのしくみ I ア ころころのしくみの理解 イ からだのしくみの理解 ② ころころからだのしくみ II ア 移動に関連したころころからだのしくみ イ 身じたくに関連したころころからだのしくみ ウ 食事に関連したころころからだのしくみ エ 入浴・清潔保持に関連したころころからだのしくみ オ 排泄に関連したころころと</p>	<p>力、判断力の基盤となる人間の心理、人体の構造と機能の基礎的な知識を理解する内容とする。 ②ア～カ 生活支援を行う際に必要となる基礎的な知識として、生活支援の場面に応じた、ころころとからだのしくみ及び機能低下や障害が生活に及ぼす影響について理解する内容とする。 ②キ 人生の最終段階にある人と家族を支援するため、終末期の心身の変化が生活に及ぼす影響について学び、生活支援を行うために必要となる基礎的な知識を理解する内容とする。</p>
----------------------------	---	--	---

			<p>からだのしくみ</p> <p>カ 休息・睡眠に関連したところとからだのしくみ</p> <p>キ 人生の最終段階のケアに関連したところとからだのしくみ</p>	
<p>発達と老化の理解 (60 時間)</p>	<p>社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、人間の成長と発達の過程における、身体的・心理的・社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活を支援するために必要な基礎的な知識を習得する学習とする。</p>	<p>① 人間の成長と発達の基礎的理解</p> <p>② 老化に伴うところとからだの変化と生活</p>	<p>① 人間の成長と発達の基本的な考え方を踏まえ、ライフサイクルの各期（乳幼児期・学童期・思春期・青年期・成人期・老年期）における身体的・心理的・社会的特徴と発達課題及び特徴的な疾病について理解する内容とする。</p> <p>② 老化に伴う身体的・心理的・社会的な変化や、高齢者に多く見られる疾病と生活への影響、健康の維持・増進を含めた生活を支援するための基礎的な知識を理解する内容とする。</p>	
<p>認知症の理解 (30 時間)</p>	<p>社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、認知症の人の心理や身体機能、</p>	<p>① 認知症を取り巻く状況</p> <p>② 認知症の医学的・心理</p>	<p>① 認知症のケアの歴史や理念を含む、認知症を取り巻く社会的環境について理解する内容とする。</p> <p>② 医学的・心理的側面から、</p>	

		<p>社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に据え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。</p>	<p>的側面の基礎的理解</p> <p>③ 認知症に伴う生活への影響と認知症ケア</p> <p>④ 連携と協働</p> <p>⑤ 家族への支援</p>	<p>認知症の原因となる疾病及び段階に応じた心身の変化や心理症状を理解し、生活支援を行うための根拠となる知識を理解する内容とする。</p> <p>③ 認知症の人の生活及び家族や社会との関わりへの影響を理解し、その人の特性を踏まえたアセスメントを行い、本人主体の理念に基づいた認知症ケアの実践につながる内容とする。</p> <p>④ 認知症の人の生活を地域で支えるサポート体制や、多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。</p> <p>⑤ 認知症の人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力に応じた支援につながる内容とする。</p>
<p>障害の理解 (30 時間)</p>	<p>社会福祉士養成課程等で学んだ内容を踏まえて、障害のある人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、障害のある人の地域での生活を理解し、本人のみならず家族や地域を含</p>	<p>① 障害の基礎的理解</p> <p>② 障害の医学的・心理的側面の基礎的理解</p> <p>③ 障害のある人の生活と障害の特性に応じた支援</p> <p>④ 連携と協働</p>	<p>① 障害のある人の生活を支援するという観点から、障害の概念や、障害の特性に応じた制度の基礎的な知識を理解する内容とする。</p> <p>② 医学的・心理的側面から、障害による心身への影響や心理的な変化を理解する内容とする。</p> <p>③ 障害のある人のライフステージや障害の特性を踏まえ、機能の変化が生活に及ぼす影響を理解し、QOL</p>	

		めた周囲の環境への支援を理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	⑤ 家族への支援	を高める支援につながる内容とする。 ④ 障害のある人の生活を地域で支えるためのサポート体制や、多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。 ⑤ 障害のある人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力に応じた支援につながる内容とする。
医 療 的 ケ ア	領域の目的			
	医療的ケアが必要な人の安全で安楽な生活を支えるという観点から、医療職との連携の下で医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を習得する。			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
医療的ケア (50 時間以上)	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する学習とする。	① 医療的ケア実施の基礎 ② 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③ 経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④ 演習	① 医療的ケアの実施に関する制度の概要及び医療的ケアと関連づけた「個人の尊厳と自立」、「医療的ケアの倫理上の留意点」、「医療的ケアを実施するための感染予防」、「安全管理体制」等についての基礎的な知識を理解する内容とする。 ② 喀痰吸引について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。 ③ 経管栄養について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。	

				<p>る。</p> <p>④ 安全な喀痰吸引等の実施のため、確実な手技を習得する内容とする。</p>
--	--	--	--	--

(注) 領域「医療的ケア」に関しては、別表1の留意事項と同様に取り扱うこと。

別表3 (法第40条第2項第3号の介護福祉士養成施設関係)

求められる介護福祉士像			
1 尊厳と自立を支えるケアを実践する 2 専門職として自律的に介護過程の展開ができる 3 身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる 4 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる 5 QOL (生活の質) の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる 6 地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる 7 関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する 8 本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる 9 制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる 10 介護職の中で中核的な役割を担う ※ 上記に加え、高い倫理性の保持 + 高い倫理性の保持			
領域	領域の目的		
人間と社会	1 福祉の理念を理解し、尊厳の保持や権利擁護の視点及び専門職としての基盤となる倫理観を養う。 2 人間関係の形成やチームで働く力を養うための、コミュニケーションやチームマネジメントの基礎的な知識を身につける。 3 対象者の生活を地域の中で支えていく観点から、地域社会における生活とその支援についての基礎的な知識を身につける。 4 介護実践に必要な知識という観点から、社会保障の制度・施策についての基礎的な知識を身につける。 5 介護実践を支える教養を高め、総合的な判断力及び豊かな人間性を養う。		
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項
	社会の理解 (15時間)	(1) 保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、個や集団、社会の単位で	① 社会と生活のしくみ ② 地域共生社会の実現に向けた制

		<p>人間を理解する視点を養い、生活と社会の関係性を体系的に捉える学習とする。</p> <p>(2) 保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、対象者の生活の場としての地域という観点から、地域共生社会や地域包括ケアの基礎的な知識を習得する学習とする。</p> <p>(3) 保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、日本の社会保障の基本的な考え方、しくみについて理解する学習とする。</p> <p>(4) 保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、高齢者福祉、障害者福祉及び権利擁護等の制度・施策について、介護実践に必要な</p>	<p>度や施策</p> <p>③ 社会保障制度</p> <p>④ 高齢者福祉と介護保険制度</p> <p>⑤ 障害者福祉と障害者保健福祉制度</p> <p>⑥ 介護実践に関連する諸制度</p>	<p>関について理解する内容とする。</p> <p>② 地域共生社会や地域包括ケアシステムの基本的な考え方としくみ、その実現のための制度・施策を理解する内容とする。</p> <p>③ 社会保障制度の基本的な考え方としくみを理解するとともに、社会保障の現状と課題を捉える内容とする。</p> <p>④ 高齢者福祉制度の基本的な考え方としくみ、介護保険制度の内容を理解し、高齢者福祉の現状と課題を捉える内容とする。</p> <p>⑤ 障害者福祉制度の基本的な考え方としくみ、障害者総合支援法の内容を理解し、障害者福祉の現状と課題を捉える内容とする。</p> <p>⑥ 人間の尊厳と自立に関わる権利擁護や個人情報保護等、介護実践に関連する制度・施策の基本的な考え方としくみを理解する内容とする。</p>
--	--	---	--	--

		観点から、基礎的な知識を習得する学習とする。		
介護	領域の目的			
	<p>1 介護福祉士に求められる役割と機能を理解し、専門職としての態度を養う。</p> <p>2 介護を実践する対象、場によらず、様々な場面に必要とされる介護の基礎的な知識・技術を習得する。</p> <p>3 本人、家族等との関係性の構築やチームケアを実践するための、コミュニケーションの基礎的な知識・技術を習得する。</p> <p>4 対象となる人の能力を引き出し、本人主体の生活を地域で継続するための介護過程を展開できる能力を養う。</p> <p>5 介護実践における安全を管理するための基礎的な知識・技術を習得する。</p> <p>6 各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践に必要な観察力・判断力及び思考力を養う。</p>			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
介護の基本 (180時間)	介護福祉の基本となる理念や、地域を基盤とした生活の継続性を支援するためのしくみを理解し、介護福祉の専門職としての能力と態度を養う学習とする。	<p>① 介護福祉の基本となる理念</p> <p>② 介護福祉士の役割と機能</p> <p>③ 介護福祉士の倫理</p> <p>④ 自立に向けた介護</p> <p>⑤ 介護を必要とする人の理解</p> <p>⑥ 介護を必要とする人の生活を支えるしくみ</p> <p>⑦ 協働する多職種</p>	<p>① 複雑化・多様化・高度化する介護ニーズ及び介護福祉を取り巻く状況を社会的な課題として捉え、尊厳の保持や自立支援という介護福祉の基本となる理念を理解する内容とする。</p> <p>② 地域や施設・在宅の場や、介護予防や看取り、災害時等の場面や状況における、介護福祉士の役割と機能を理解する内容とする。</p> <p>③ 介護福祉の専門性と倫理を理解し、介護福祉士に求められる専門職としての態度を形成するための内容とする。</p>	

			割と機能 ⑧ 介護における安全の確保とリスクマネジメント ⑨ 介護従事者の安全	④ ICFの視点に基づくアセスメントを理解し、エンパワメントの観点から、個々の状態に応じた自立を支援するための環境整備や介護予防、リハビリテーション等の意義や方法を理解する内容とする。 ⑤ 介護を必要とする人の生活の個別性に対応するために、生活の多様性や社会との関わりを理解する内容とする。 ⑥ 介護を必要とする人の生活を支援するという観点から、介護サービスや地域連携等、フォーマル・インフォーマルな支援を理解する内容とする。 ⑦ 多職種協働による介護を実践するために、保健・医療・福祉に関する他の職種の専門性や役割と機能を理解する内容とする。 ⑧ 介護におけるリスクマネジメントの必要性を理解するとともに、安全の確保のための基礎的な知識や事故への対応を理解する内容とする。 ⑨ 介護従事者自身が心身ともに健康に、介護を実践するための健康管理や労働環境の管理について理解する内容とする。
	コミュニ	対象者との支	① 介護を必	① 本人の置かれている状況

<p>ケーショ ン技術 (60 時間)</p>	<p>援関係の構築や チームケアを実 践するためのコ ミュニケーショ ンの意義や技法 を学び、介護実践 に必要なコミュ ニケーション能 力を養う学習と する。</p>	<p>要とする人 とのコミュ ニケーショ ン ② 介護にお ける家族と のコミュニ ケーション ③ 障害の特 性に応じた コミュニケ ーション ④ 介護にお けるチーム のコミュニ ケーション</p>	<p>を理解し、支援関係の構築 や意思決定を支援するた めのコミュニケーションの基 本的な技術を習得する内 容とする。 ② 家族の置かれている状 況・場面を理解し、家族へ の支援やパートナーシッ プを構築するためのコミュ ニケーションの基本的な技 術を習得する内容とする。 ③ 障害の特性に応じたコ ミュニケーションの基本的 な技術を習得する内容と する。 ④ 情報を適切にまとめ、発 信するために、介護実践に おける情報の共有化の意 義を理解し、その具体的 な方法や情報の管理につ いて理解する内容とする。</p>
<p>生活支援 技術 (300 時 間)</p>	<p>尊厳の保持や 自立支援、生活の 豊かさの観点か ら、本人主体の生 活が継続できる よう、根拠に基づ いた介護実践を 行うための知 識・技術を習得す る学習とする。</p>	<p>① 生活支援 の理解 ② 自立に向 けた居住環 境の整備 ③ 自立に向 けた移動の 介護 ④ 自立に向 けた身じた くの介護 ⑤ 自立に向 けた食事の 介護 ⑥ 自立に向</p>	<p>① ICFの視点を生活支援 に活かすことの意義を理 解し、生活の豊かさや心 身の活性化のための支 援につながる内容と する。 ② 住まいの多様性を理 解するとともに、生活 の豊かさや自立支援 のための居住環境 の整備について基 礎的な知識を理 解する内容とする。 ③～⑦ 対象者の能力 を活用・発揮し、自 立に向けた生活支 援の基礎的な知 識・技術を習得す る。また、実</p>

		<p>けた入浴・清潔保持の介護</p> <p>⑦ 自立に向けた排泄の介護</p> <p>⑧ 自立に向けた家事の介護</p> <p>⑨ 休息・睡眠の介護</p> <p>⑩ 人生の最終段階における介護</p> <p>⑪ 福祉用具の意義と活用</p>	<p>践の根拠について、説明できる能力を身につける内容とする。</p> <p>⑧ 生活の継続性を支援する観点から、対象者が個々の状態に応じた家事を自立的に行うことを支援するための、基礎的な知識・技術を習得する内容とする。</p> <p>⑨ 健康を保持するための休息や睡眠の重要性を理解し、安眠を促す環境を整える支援につながる内容とする。</p> <p>⑩ 人生の最終段階にある人と家族をケアするために、終末期の経過に沿った支援や、チームケアの実践について理解する内容とする。</p> <p>⑪ 介護ロボットを含め福祉用具を活用する意義やその目的を理解するとともに、対象者の能力に応じた福祉用具を選択・活用する知識・技術を習得する内容とする。</p>
介護過程 (150時間)	本人の望む生活の実現に向けて、生活課題の分析を行い、根拠に基づく介護実践を伴う課題解決の思考過程を習得する学習とする。	<p>① 介護過程の意義と基礎的理解</p> <p>② 介護過程とチームアプローチ</p> <p>③ 介護過程の展開の理解</p>	<p>① 介護実践における介護過程の意義の理解を踏まえ、介護過程を展開するための一連のプロセスと着眼点を理解する内容とする。</p> <p>② 介護サービス計画や協働する他の専門職のケア計画と個別介護計画との関係性、チームとして介護過程を展開することの意義や方</p>

				法を理解する内容とする。 ③ 個別の事例を通じて、対象者の状態や状況に応じた介護過程の展開につながる内容とする。
介護総合演習 (60時間)	介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を養う学習とする。	① 知識と技術の統合 ② 介護実践の科学的探求	① ・ 実習の教育効果を上げるため、事前に実習施設についての理解を深めるとともに、各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践につながる内容とする。 ・ 実習を振り返り、介護の知識や技術を実践と結びつけて統合、深化させるとともに、自己の課題を明確にし専門職としての態度を養う内容とする。 ② 質の高い介護実践やエビデンスの構築につながる実践研究の意義とその方法を理解する内容とする。	
介護実習 (210時間)	(1) 保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的な能力を習得する学習とする。	① 介護過程の実践的展開 ② 多職種協働の実践 ③ 地域における生活支援の実践	① 介護過程の展開を通して対象者を理解し、本人主体の生活と自立を支援するための介護過程を実践的に学ぶ内容とする。 ② 多職種との協働の中で、介護福祉士としての役割を理解するとともに、サービス担当者会議やケースカンファレンス等を通じて、多職種連携やチームケアを体験的に学ぶ内容とする。 ③ 対象者の生活と地域との関わりや、地域での生活を	

		(2) 本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。		支える施設・機関の役割を理解し、地域における生活支援を実践的に学ぶ内容とする。
こころとからだのしくみ	領域の目的			
	<p>1 介護実践に必要な根拠となる、心身の構造や機能及び発達段階とその課題について理解し、対象者の生活を支援するという観点から、身体的・心理的・社会的側面を統合的に捉えるための知識を身につける。</p> <p>2 認知症や障害のある人の生活を支えるという観点から、医療職と連携し支援を行うための、心身の機能及び関連する障害や疾病の基礎的な知識を身につける。</p> <p>3 認知症や障害のある人の心身の機能が生活に及ぼす影響について理解し、本人と家族が地域で自立した生活を継続するために必要とされる心理・社会的な支援について基礎的な知識を身につける。</p>			
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
こころとからだのしくみ (60時間)	保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、介護を必要とする人の生活支援を行うため、介護実践の根拠となる人間の心理、人体の構造や機能を理解する学習とする。	<p>① こころとからだのしくみⅠ</p> <p>ア こころのしくみの理解</p> <p>イ からだのしくみの理解</p> <p>② こころとからだのしくみⅡ</p> <p>ア 移動に関連したこころとからだの</p>	<p>① 介護実践に必要な観察力、判断力の基盤となる人間の心理、人体の構造と機能の基礎的な知識を理解する内容とする。</p> <p>②ア～カ 生活支援を行う際に必要となる基礎的な知識として、生活支援の場面に応じた、こころとからだのしくみ及び機能低下や障害が生活に及ぼす影響について理解する内容とする。</p> <p>②キ 人生の最終段階にある人と家族を支援するため、終末期の心身の変化が生活に及ぼす影響について学</p>	

			<p>しくみ</p> <p>イ 身じた くに関連 したここ ろとから だのしく み</p> <p>ウ 食事に 関連した こころと からだの しくみ</p> <p>エ 入浴・清 潔保持に 関連した こころと からだの しくみ</p> <p>オ 排泄に 関連した こころと からだの しくみ</p> <p>カ 休息・睡 眠に関連 したここ ろとから だのしく み</p> <p>キ 人生の 最終段階 のケアに 関連した のこころ とからだ のしくみ</p>	<p>び、生活支援を行うために 必要となる基礎的な知識を 理解する内容とする。</p>
--	--	--	--	---

<p>発達と老化の理解 (30 時間)</p>	<p>保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、人間の成長と発達の過程における、身体的・心理的・社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解し、ライフサイクルの特徴に応じた生活を支援するために必要な基礎的な知識を習得する学習とする。</p>	<p>① 人間の成長と発達の基礎的理解 ② 老化に伴うところとからだの変化と生活</p>	<p>① 人間の成長と発達の基本的な考え方を踏まえ、ライフサイクルの各期（乳幼児期・学童期・思春期・青年期・成人期・老年期）における身体的・心理的・社会的特徴と発達課題及び特徴的な疾病について理解する内容とする。 ② 老化に伴う身体的・心理的・社会的な変化や、高齢者に多く見られる疾病と生活への影響、健康の維持・増進を含めた生活を支援するための基礎的な知識を理解する内容とする。</p>
<p>認知症の理解 (60 時間)</p>	<p>認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、認知症の人を中心に据え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。</p>	<p>① 認知症を取り巻く状況 ② 認知症の医学的・心理的側面の基礎的理解 ③ 認知症に伴う生活への影響と認知症ケア ④ 連携と協働 ⑤ 家族への支援</p>	<p>① 認知症のケアの歴史や理念を含む、認知症を取り巻く社会的環境について理解する内容とする。 ② 医学的・心理的側面から、認知症の原因となる疾病及び段階に応じた心身の変化や心理症状を理解し、生活支援を行うための根拠となる知識を理解する内容とする。 ③ 認知症の人の生活及び家族や社会との関わりへの影響を理解し、その人の特性を踏まえたアセスメントを行い、本人主体の理念に基づいた認知症ケアの実践につながる内容とする。 ④ 認知症の人の生活を地域で支えるサポート体制や、</p>

				<p>多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。</p> <p>⑤ 認知症の人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力に応じた支援につながる内容とする。</p>
	<p>障害の理解 (30 時間)</p>	<p>保育士養成課程で学んだ内容を踏まえて、障害のある人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得するとともに、障害のある人の地域での生活を理解し、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境への支援を理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。</p>	<p>① 障害の基礎的理解</p> <p>② 障害の医学的・心理的側面の基礎的理解</p> <p>③ 障害のある人の生活と障害の特性に応じた支援</p> <p>④ 連携と協働</p> <p>⑤ 家族への支援</p>	<p>① 障害のある人の生活を支援するという観点から、障害の概念や、障害の特性に応じた制度の基礎的な知識を理解する内容とする。</p> <p>② 医学的・心理的側面から、障害による心身への影響や心理的な変化を理解する内容とする。</p> <p>③ 障害のある人のライフステージや障害の特性を踏まえ、機能の変化が生活に及ぼす影響を理解し、QOLを高める支援につながる内容とする。</p> <p>④ 障害のある人の生活を地域で支えるためのサポート体制や、多職種連携・協働による支援の基礎的な知識を理解する内容とする。</p> <p>⑤ 障害のある人を支える家族の課題について理解し、家族の受容段階や介護力に応じた支援につながる内容とする。</p>
医療的ケア	領域の目的			
	<p>医療的ケアが必要な人の安全で安楽な生活を支えるという観点から、医療職との連携の下で医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術</p>			

を習得する。			
教育内容	ねらい	教育に含むべき事項	留意点
医療的ケア (50 時間以上)	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する学習とする。	① 医療的ケア実施の基礎 ② 喀痰吸引 (基礎的知識・実施手順) ③ 経管栄養 (基礎的知識・実施手順) ④ 演習	① 医療的ケアの実施に関する制度の概要及び医療的ケアと関連づけた「個人の尊厳と自立」、「医療的ケアの倫理上の留意点」、「医療的ケアを実施するための感染予防」、「安全管理体制」等についての基礎的な知識を理解する内容とする。 ② 喀痰吸引について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。 ③ 経管栄養について根拠に基づく手技が実施できるよう、基礎的な知識、実施手順方法を理解する内容とする。 ④ 安全な喀痰吸引等の実施のため、確実な手技を習得する内容とする。

(注) 領域「医療的ケア」に関しては、別表 1 の留意事項と同様に取り扱うこと。

別表 4

区分	情報開示の項目
設置者に関する情報	① 設置者の法人種別、名称並びに主たる事務所の所在地及び連絡先 ② 法人の代表者の氏名 ③ 介護福祉士養成施設以外の実施事業 ④ 財務諸表
介護福祉士養成施設に関する情報	① 介護福祉士養成施設の名称、住所及び連絡先 ② 介護福祉士養成施設の代表者の氏名 ③ 介護福祉士養成施設の開設年月日 ④ 学則 ⑤ 介護福祉士養成施設の研修施設、図書室（蔵書数を含む。）等の設備の概要
養成課程に関する情報	① 養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数） ② 定員 ③ 入所までの流れ（募集、申込、資料請求先） ④ 費用 ⑤ 科目ごとのシラバス ⑥ 教員数、科目ごとの担当教員名（教員の氏名、略歴、保有資格） ⑦ 使用する教材 ⑧ 介護実習施設等の名称、住所及び事業内容 ⑨ 介護実習の内容及び特徴
実績に関する情報	① 卒業者の延べ人数 ② 卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数）
その他の情報	その他、入所者又は入所希望者の選択に資する情報

別表5（法第40条第2項第5号の介護福祉士養成施設関係）

科目	教育に含むべき事項	到達目標
人間の尊厳と自立（5時間）	人間の尊厳と自立	○ 尊厳の保持、自立の支援、ノーマライゼーション、利用者のプライバシーの保護、権利擁護等、介護の基本的な理念を理解している。
社会の理解Ⅰ（5時間）	介護保険制度	○ 介護保険制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。
社会の理解Ⅱ（30時間）	①社会と生活のしくみ ②地域共生社会の実現に向けた制度や施策 ③社会保障制度 ④障害者総合支援法 ⑤介護実践に関連する諸制度	○ 家族、地域、社会との関連から生活と福祉をとらえることができる。 ○ 地域共生社会の考え方と地域包括ケアのしくみについての基本的な知識を習得している。 ○ 社会保障制度の発達、体系、財源等についての基本的な知識を習得している。 ○ 障害者総合支援法の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。 ○ 成年後見制度、生活保護制度、保健医療サービス等、介護実践に関連する制度の概要を理解している。
介護の基本Ⅰ（10時間）	①介護福祉士の役割と機能 ②尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開 ③介護福祉士の倫理	○ 介護福祉士の法的な定義や義務を踏まえ、介護予防や看取り、災害時等における介護福祉士の役割を理解している。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別ケア、ICF（国際生活機能分類）、リハビリテーション等の考え方を踏まえ、尊厳の保持、自立に向けた介護を展開するプロセス等を理解している。 ○ 介護福祉士の職業倫理、身体拘束禁止・虐待防止に関する法制度等を理解し、倫理を遵守している。
<p>介護の基本Ⅱ (20時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①介護を必要とする人の生活の理解と支援 ②介護実践における連携 ③介護における安全の確保とリスクマネジメント ④介護従事者の安全 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護を必要とする高齢者や障害者等の生活を理解し、ニーズや支援の課題を把握することができる。 ○ チームアプローチに関わる職種や関係機関の役割、連携方法に関する知識を習得している。 ○ リスクの分析と事故防止、感染管理等、介護における安全確保に関する知識を習得している。 ○ 介護従事者の心身の健康管理や労働安全対策に関する知識を習得している。
<p>コミュニケーション技術 (20時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション ②介護におけるチームマネジメントとコミュニケーション 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人・家族との支援関係を構築し、意思決定を支援することができる。 ○ 利用者の感覚・運動・認知等の機能に応じたコミュニケーションの技法を選択し活用できる。 ○ チームマネジメント（組織の運営管理、人材管理、リーダーシップ・フォロワーシップ等）に関する知識を理解し、活用できる。

		○ 状況や目的に応じた記録、報告、会議等での情報の共有化ができる。
生活支援技術Ⅰ (20 時間)	①生活支援と I C F ②ボディメカニクスの活用 ③生活支援技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等） ④環境整備、福祉用具活用等の視点	○ 生活支援における I C F の意義と枠組みを理解している。 ○ ボディメカニクスを活用した介護の原則を理解し、実施できる。 ○ 自立に向けた生活支援技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等）を習得している。 ○ 居住環境の整備、福祉用具の活用等により、利用者の生活環境を整備する視点・留意点を理解している。
生活支援技術Ⅱ (30 時間)	①利用者の心身の状態に合わせた生活支援技術 ・環境整備 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・休息・睡眠 ・人生の最終段階における介護 ・福祉用具等の活用	○ 以下について、利用者の心身の状態に合わせた、自立に向けた生活支援技術を理解し、行うことができる。 ・環境整備 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・休息・睡眠 ・人生の最終段階における介護 ・福祉用具等の活用
介護過程Ⅰ (20 時間)	①介護過程の基礎的知識 ②介護過程の展開 ③介護過程とチームアプローチ	○ 介護過程の目的、意義、展開等を理解している。 ○ 介護過程を踏まえ、目標に沿って計画的に介護を行う。

		○ チームで介護過程を展開するための情報共有の方法、他の職種の役割を理解している。
介護過程Ⅱ (25 時間)	<p>介護過程の展開の実際</p> <p>①利用者の状態（障害、要介護度、医療依存度、居住の場、家族の状況等）について事例を設定し、介護過程を展開させる。</p> <p>②観察のポイント、安全確保・事故防止、家族支援、他機関との連携等についても考察させる。</p>	○ 情報収集、アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直しを行うことができる。
介護過程Ⅲ (スクーリング) (45 時間)	<p>①介護過程の展開の実際</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な事例を設定し、介護過程を展開させるとともに、知識・技術を総合的に活用した分析力・応用力を評価する。 <p>②介護技術の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護技術の原理原則の習得・実践とともに、知識・技術を総合的に活用した判断力、応用力を評価する。 	<p>○ 実務者研修課程で学んだ知識・技術を確実に習得し、活用できる。</p> <p>○ 知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じて介護過程を展開し、系統的な介護（アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直し等）を提供できる。</p> <p>○ 介護計画を踏まえ、安全確保・事故防止、家族との連携・支援、他職種、他機関との連携を行うことができる。</p> <p>○ 知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じた介護を行うことができる。</p>
こころとからだのしくみⅠ (20 時間)	<p>介護に関係した身体の仕組みの基礎的な理解（移動・乗、食事、入浴・清潔保持、</p>	○ 介護に関係した身体の構造や機能に関する基本的な知識を習得している。

	排泄、着脱、整容、口腔清潔等)	
こころとからだのしくみⅡ (60 時間)	①人間の心理 ②人体の構造と機能 ③身体の仕組み、心理・認知機能等を踏まえた介護における観察・アセスメントのポイント、連携等の留意点 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・休息・睡眠 ・人生の最終段階のケア	○ 人間の基本的欲求、学習・記憶等に関する基礎的知識を習得している。 ○ 生命の維持・恒常、人体の部位、骨格・関節・筋肉・神経、ボディメカニクス等、人体の構造と機能についての基本的な知識を習得している。 ○ 身体の仕組み、心理・認知機能等についての知識を活用し、観察・アセスメント、関連する職種との連携が行える。
発達と老化の理解Ⅰ (10 時間)	①老化に伴う心の変化と日常生活への影響 ②老化に伴うからだの変化と日常生活への影響	○ 老化に伴う心理的な変化の特徴と日常生活への影響を理解している。 ○ 老化に伴う身体機能の変化の特徴と日常生活への影響を理解している。
発達と老化の理解Ⅱ (20 時間)	①人間の成長・発達 ②老年期の発達・成熟と心理 ③高齢者に多い症状・疾病等と留意点	○ ライフサイクル各期の発達の定義、発達段階、発達課題について理解している。 ○ 老年期の発達課題、心理的な課題（老化、役割の変化、障害、喪失、経済的不安、うつ等）と支援の留意点について理解している。 ○ 高齢者に多い症状・疾病等と支援の留意点について理解している。

<p>認知症の理解 I (10 時間)</p>	<p>①認知症ケアの理念 ②認知症による生活障害、心理・行動の特徴 ③認知症の人や家族へのかかわり・支援の基本</p>	<p>○ 認知症ケアの取組の経過を踏まえ、今日的な認知症ケアの理念を理解している。 ○ 認知症による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○ 認知症の人やその家族に対する関わり方・支援の基本を理解している。</p>
<p>認知症の理解 II (20 時間)</p>	<p>①医学的側面から見た認知症の理解 ②認知症の人への支援の実際</p>	<p>○ 代表的な認知症（若年性認知症を含む）の原因疾患、症状、障害、認知症の進行による変化、検査や治療等についての医学的知識を理解している。 ○ 認知症の人の生活歴、疾患、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、本人主体の理念に基づいた支援ができる。 ○ 地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。</p>
<p>障害の理解 I (10 時間)</p>	<p>①障害者福祉の理念 ②障害による生活障害、心理・行動の特徴 ③障害のある人や家族へのかかわり・支援の基本</p>	<p>○ 障害の概念の変遷や障害者福祉の歴史を踏まえ、今日的な障害者福祉の理念を理解している。 ○ 障害（身体・知的・精神・発達障害・難病等）による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○ 障害のある人やその家族に対する関わり方・支援の基本を理解している。</p>
<p>障害の理解 II (20 時間)</p>	<p>①医学的側面からみた障害の理解 ②障害の特性に応じた支援の実際</p>	<p>○ 様々な障害の種類・原因・特性、障害に伴う機能の変化等についての医学的知識を習得している。 ○ 障害の特性、家族・社会関係、居住</p>

		<p>環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。</p> <p>○ 地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。</p>
<p>医療的ケア (50 時間以上)</p>	<p>①医療的ケア実施の基礎</p> <p>②喀痰吸引（基礎的知識・実施手順）</p> <p>③経管栄養（基礎的知識・実施手順）</p> <p>④演習</p>	<p>○ 医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する。</p>

(注1) 各科目について、Ⅰとされているものは基本的事項を学習するものであり、Ⅱとされているものは応用的事項を学習するものである。従って、Ⅱとされているものについては、知識・技術の効果的な定着を促す観点から、一定の実務経験を経た後に学習することが望ましい。介護過程Ⅲを他の養成施設等を実施させる場合においては、介護過程Ⅱにおける学習内容及び演習課題等との一貫性及び統一性が確保されるよう実施先との十分な連携の下行うこと。

(注2) 「医療的ケア」の科目に関しては、別表1の留意事項と同様に取り扱うこと。

(様式1)

介護福祉士養成施設設置計画書

1 名称							
2 位置							
3 設置者 (法人の場合は 名称・所在地)	氏名						
	住所						
4 設置年月日							
5 種類等	種類	1 学年 の定員	学級数	1 学級 の定員	修業 年限	授業開始 予定年月日	
	(1) 第1号養成施設 (養成施設指定 規則第5条) (昼間課程・夜間課程)						
	(2) 第2号養成施設 (養成施設指定 規則第6条) (昼間課程・夜間課程)						
	(3) 第3号養成施設 (養成施設指定 規則第7条) (昼間課程・夜間課程)						
6 養成施設 の長の氏名			7 専任事務 職員氏名				
8 専任教員 (教務に関する主 任者には氏名の 前に◎印をし、 各領域の科目編 成等を行う者 には、○印をす ること)	氏名	年齢	担当科目	資格名	指定規則 該当番号	教員調書 頁番号	
9 医療的ケア を担当する教 員							
10 その他の教 員							

	領域	教育内容 (時間数)	開講科目名称	時間数		
11 開講科目 対照表	人間と社会	人間の尊厳と自立 (30)				
			計			
		人間関係とコミュニ ケーション(60)				
			計			
		社会の理解 (60)				
			計			
		人間と社会 に関する 選択科目				
			計			
		人間と社会 合計				
		介 護	介護の基本 (180)			
	計					
	コミュニケーション 技術(60)					
			計			
	生活支援技術 (300)					
			計			
介護過程 (150)						
	計					

		介護総合演習 (120)					
				計			
		介護実習 (450)					
				(介護実習Ⅰの計)			
				(介護実習Ⅱの計)			
				計			
		介護 合計					
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ (120)					
				計			
		発達と老化の理解 (60)					
				計			
		認知症の理解 (60)					
計							
障害の理解 (60)							
		計					
こころとからだのしくみ 合計							
医療的ケア	医療的ケア (50)						
	医療的ケア 合計						
合 計							
12	土地面積	教室等 の名称 (各室毎に記 入すること)	面 積	共用先 (共用する場 合について のみ記入)	教室等 の名称 (各室毎に記 入すること)	面 積	共用先 (共用する場 合について のみ記入)
建物							

				m ²				m ²		
				m ²				m ²		
建物延面積				m ²				m ²		
				m ²				m ²		
				m ²				m ²		
				m ²				m ²		
				m ²				m ²		
13 教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形			体	視聴覚機器				器	
	人体骨格模型			体	障害者用調理器具・食器類				台	
	成人用ベッド			床	和式布団一式				式	
	移動用リフト			台	吸引装置一式				式	
	スライディングボード・マット			台	経管栄養用具一式				式	
	車いす			台	処置台又はワゴン				台	
	簡易浴槽			槽	吸引訓練モデル				体	
	ストレッチャー			個	経管栄養訓練モデル				体	
	排せつ用具			個	心肺蘇生訓練用器材一式				式	
	歩行補助つえ			本	人体解剖模型				体	
盲人安全つえ			本							
14 実習施設	施設名及び施設種	氏名（法人にあっては名称）	設置年月日	位置	入所定員	実習指導者	実習指導者調書頁番号	実習区分		
								I	II	
								I	II	
								I	II	
								I	II	
								I	II	
15 整備に要する経費	区分	整備方法					金額			
	土地	自己所有・寄付・買収・その他（ ）					千円			
	建物	自己所有・寄付・買収・その他（ ）					千円			
	設備						千円			
	合計						千円			
16 資金計画	区分					金額				
	自己資金					千円				
	借入金					千円				
	その他（具体的に）					千円				
	合計					千円				

(注1) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた設置計画書を作成すること。

(注2) 8の専任教員の資格名欄には、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師、社会福祉士の資格を持つ者について記入すること。

(注3) 8の専任教員の指定規則該当番号の欄には、指定規則中の専任教員の要件のうち該当する条項を記入すること。(〈例〉5-5-イ)

また、医療的ケアを担当する教員の指針該当番号の欄には、

(1) 医療的ケア教員講習会修了者であって、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者

(2) 介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業(不特定多数の者を対象としたものに限る。)における指導者講習会を修了した者であって、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者

のうち、いずれか該当する番号を記載すること。

(注4) 12の建物欄には、介護実習室は、専らベッドを用いる実習室(m²)と和室(畳)を区別して記入すること。

(注5) 15の整備に要する経費及び16の資金計画については、地方公共団体が設置する場合は記入不要。

専任教員に関する調書

養成施設名			
氏名			
生年月日		年齢 (歳)	
最終学歴 (学部、学科、専攻)			
担当予定科目			
指針該当番号			
介護教員講習会		1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了 3. 全部免除	
医療的ケア教員講習会		1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了 3. 全部免除	
教育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日

(注1) 各教員ごとに作成すること。

(注2) 指針該当番号の欄は、専任教員についてのみ記入すること。

(注3) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。

医療的ケアを担当する教員に関する調書

養成施設名			
氏名			
生年月日	年齢(歳)		
最終学歴 (学部、学科、専攻)			
該当番号			
医療的ケア教員講習会	1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了		
介護職員によるたんの吸引等の 試行事業又は研修事業(不特定多 数の者を対象としたものに限る。) における指導者講習会	1. 修了 (年 月 日 ~ 年 月 日) 2. 未修了		
教育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日

(注1) 各教員ごとに作成すること。

(注2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。

(注3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。

実習指導者に関する調書

実習施設名			
氏名			
生年月日		年齢（ 歳）	
従事している業務内容			
介護福祉士養成実習施設・事業等実習指導者研修課程		1. 修了（修了年月： 年 月） 2. 未修了	
介護福祉士国家資格		1. 有 2. 無 （資格取得時期 年 月）	
区分			
職 歴	施設・事業所名称	業務内容	年 月
	合 計		

(注1) 各実習指導者ごとに作成すること。

(注2) 「区分」欄については、実習指導者が

- ・ 実習施設・事業等（Ⅰ）における実習指導者で、介護福祉士の資格を有する者又は3年以上介護業務に従事した経験する者は①と、
- ・ 実習施設・事業等（Ⅱ）における実習指導者で、介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ介護福祉士養成実習施設・事業等実習指導者研修課程を修了した者は②と、
- ・ 実習施設・事業等（Ⅱ）における実習指導者で、介護福祉士の資格を有する者であって、「社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程」を修了した者は③と、
- ・ それら以外の者にあつては④と、

記載すること。

(注3) 実習指導者講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

添付書類

1 設置者に関する書類

(1) 設置者が法人である場合

- ア 法人の寄附行為又は定款
- イ 役員名簿
- ウ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録
- エ 申請年度の事業計画及び収支予算書
- オ 社会福祉士又は介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録
- カ 養成施設の長の履歴、就任承諾書

(2) 設置者が法人の設立を予定している場合

認可官庁に提出した申請書類のうちア、イ、エ、オ、カ

2 建物に関する書類

配置図及び平面図(建設予定の場合は設計図)

3 整備に関する書類

(1) 土地

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定地のもの)、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書

(2) 建物

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定のもの)、寄附確約書、買収の場合は契約書

4 資金計画に関する書類

(1) 自己資金

金融機関による残高証明書等

(2) 借入金

- ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類
- イ 融資内諾書等の写

(3) 寄附金

- ア 寄附申込書
- イ 寄附をする者の財産を証明する書類

- 5 実習施設の設置者の承諾書
- 6 実習施設等の概要
- 7 学則
- 8 入所者選抜の概要（生徒の受入の方針、受入方策等）
- 9 編入所定員を設定する場合の具体的方法（受験資格や既修得単位の認定方法等）
- 10 教員の就任承諾書
- 11 教育用機械器具及び模型の目録
- 12 時間割及び授業概要（別表 1 の教育に含むべき事項に該当する箇所の下線を引くこと。）
- 13 学校に係る収支予算及び向う 2 年間の財政計画
- 14 実習計画

(様式2)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

申 請 者 印

介護福祉士養成施設指定申請書

標記について、社会福祉士及び介護福祉士法施行令第3条の規定に基づき申請します。

介護福祉士養成施設指定申請書

1 名称						
2 位置						
3 設置者 (法人の場合は 名称・所在地)	氏名					
	住所					
4 設置年月日						
5 種類等	種 類	1 学年 の定員	学級数	1 学級 の定員	修 業 年 限	授業開始 予定年月日
	(1) 第1号養成施設 (養成施設指定 規則第5条) (昼間課程・夜間課程)					
	(2) 第2号養成施設 (養成施設指定 規則第6条) (昼間課程・夜間課程)					
	(3) 第3号養成施設 (養成施設指定 規則第7条) (昼間課程・夜間課程)					
6 養成施設の 長の氏名			7 専任事務 職員氏名			
8 専任教員 (教務に関する 主任者には氏 名の前に◎印 をし、各領域の 科目編成等を 行う者には、○ 印をすること)	氏 名	年齢	担当科目	資格名	指定規則 該当番号	教員調書 頁番号
9 医療的ケア を担当する教 員						
10 その他の教 員						

	領域	教育内容 (時間数)	開講科目名称	時間数	
11 開講科目対照表	人間と社会	人間の尊厳と自立 (30)			
			計		
		人間関係とコミュニケーション (60)			
			計		
		社会の理解 (60)			
			計		
		人間と社会 に関する 選択科目			
			計		
	人間と社会 合計				
	介護	介護の基本 (180)			
			計		
		コミュニケーション 技術(60)			
			計		
生活支援技術 (300)					
		計			
介護過程 (150)					

				計				
		介護総合演習 (120)						
				計				
		介護実習 (450)		(介護実習Ⅰの計)				
				(介護実習Ⅱの計)				
				計				
		介護 合計						
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ (120)						
			計					
		発達と老化の理解 (60)						
			計					
		認知症の理解 (60)						
			計					
		障害の理解 (60)						
			計					
	こころとからだのしくみ 合計							
	医療的ケア	医療的ケア (50)						
			医療的ケア 合計					
	合 計							
12 建	土地面積	教室等の名称 (各室毎に記	面 積	共用先 (共用する場合について	教室等の名称 (各室毎に記	面 積	共用先 (共用する場合について	

物		入すること)		のみ記入)	入すること)		のみ記入)		
			m ²			m ²			
			m ²			m ²			
	建物延面積			m ²			m ²		
				m ²			m ²		
				m ²			m ²		
				m ²			m ²		
13 教育用機械器具及び模型	実習用モデル人形			体	視聴覚機器			器	
	人体骨格模型			体	障害者用調理器具・食器類			台	
	成人用ベッド			床	和式布団一式			式	
	移動用リフト			台	吸引装置一式			式	
	スライディングボード・マット			台	経管栄養用具一式			式	
	車いす			台	処置台又はワゴン			台	
	簡易浴槽			槽	吸引訓練モデル			体	
	ストレッチャー			個	経管栄養訓練モデル			体	
	排せつ用具			個	心肺蘇生訓練用器材一式			式	
	歩行補助つえ			本	人体解剖模型			体	
	盲人安全つえ			本					
	14 実習施設	施設名及び施設種	氏名（法人にあつては名称）	設置年月日	位置	入所定員	実習指導者	実習指導者調書頁番号	実習区分
									I II
								I II	
								I II	
								I II	
								I II	

(注1) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた指定申請書を作成すること。

(注2) 8の専任教員の資格名欄には、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師、社会福祉士の資格を持つ者について記入すること。

(注3) 8の専任教員の指定規則該当番号の欄には、指定規則中の専任教員の要件のうち該当する条項を記入すること。(〈例〉5-5-イ)

また、医療的ケアを担当する教員の指針該当番号の欄には、

- (1) 医療的ケア教員講習会修了者であつて、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者

(2) 介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業（不特定多数の者を対象としたものに限る。）における指導者講習会を修了した者であって、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者

のうち、いずれか該当する番号を記載すること。

(注4) 12の建物欄には、介護実習室は、専らベッドを用いる実習室（㎡）と和室（畳）を区別して記入すること。

専任教員に関する調書

養成施設名			
氏名			
生年月日	年齢(歳)		
最終学歴 (学部、学科、専攻)			
担当科目			
指針該当番号			
介護教員講習会	1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了 3. 全部免除		
医療的ケア教員講習会	1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了 3. 全部免除		
教育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日

(注1) 各教員ごとに作成すること。

(注2) 指針該当番号の欄は、専任教員についてのみ記入すること。

(注3) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。

医療的ケアを担当する教員に関する調書

養成施設名			
氏名			
生年月日	年齢 (歳)		
最終学歴 (学部、学科、専攻)			
該当番号			
医療的ケア教員講習会	1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了		
介護職員によるたんの吸引等の 試行事業又は研修事業(不特定多 数の者を対象としたものに限る。) における指導者講習会	1. 修了 (年 月 日 ~ 年 月 日) 2. 未修了		
教育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合		計
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日

(注1) 各教員ごとに作成すること。

(注2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。

(注3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。

実習指導者に関する調書

実習施設名			
氏名			
生年月日		年齢 (歳)	
従事している業務内容			
介護福祉士養成実習施設・事業等実習指導者研修課程		1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了	
介護福祉士国家資格		1. 有 2. 無 (資格取得時期 年 月)	
区分			
職 歴	施設・事業所名称	業務内容	年 月
	合 計		

(注1) 各実習指導者ごとに作成すること。

(注2) 「区分」欄については、実習指導者が

- ・ 実習施設・事業等（Ⅰ）における実習指導者で、介護福祉士の資格を有する者又は3年以上介護業務に従事した経験する者は①と、
- ・ 実習施設・事業等（Ⅱ）における実習指導者で、介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ介護福祉士養成実習施設・事業等実習指導者研修課程を修了した者は②と、
- ・ 実習施設・事業等（Ⅱ）における実習指導者で、介護福祉士の資格を有する者であって、「社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程」を修了した者は③と、
- ・ それら以外の者にあつては④と、

記載すること。

(注3) 実習指導者講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

添付書類

1 設置者に関する書類

(1) 設置者が法人である場合

- ア 法人の寄附行為又は定款
- イ 役員名簿
- ウ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録
- エ 申請年度の事業計画及び収支予算書
- オ 社会福祉士又は介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録
- カ 養成施設の長の履歴、就任承諾書

(2) 設置者が法人の設立を予定している場合

認可官庁に提出した申請書類のうちア、イ、エ、オ、カ

2 建物に関する書類

配置図及び平面図(建設予定の場合は設計図)

3 整備に関する書類

(1) 土地

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定地のもの)、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書

(2) 建物

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定のもの)、寄附確約書、買収の場合は契約書

4 資金計画に関する書類

(1) 自己資金

金融機関による残高証明書等

(2) 借入金

- ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類
- イ 融資内諾書等の写

(3) 寄附金

- ア 寄附申込書
- イ 寄附をする者の財産を証明する書類

- 5 実習施設の設置者の承諾書
- 6 実習施設等の概要
- 7 学則
- 8 入所者選抜の概要（生徒の受入の方針、受入方策等）
- 9 編入所定員を設定する場合の具体的方法（受験資格や既修得単位の認定方法等）
- 10 教員の就任承諾書
- 11 教育用機械器具及び模型の目録
- 12 時間割及び授業概要（別表 1 の教育に含むべき事項に該当する箇所の下線を引くこと。）
- 13 養成施設に係る収支予算及び向う 2 年間の財政計画
- 14 実習計画

(様式3)

介護福祉士科目履修証明書

フリガナ	
氏名	
社会福祉に関する科目	大学等における履修科目
1 人体の構造と機能及び疾病	
2 心理学理論と心理的支援	
3 社会理論と社会システム	
4 現代社会と福祉	
5 相談援助の基盤と専門職	
6 相談援助の理論と方法	
7 社会保障	
8 高齢者に対する支援と介護保険制度	
9 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	
10 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	
11 低所得者に対する支援と生活保護制度	
12 保健医療サービス	
13 相談援助演習	
14 相談援助実習指導	
15 相談援助実習	

相談援助実習における実習施設

名称	
施設種別	
実習期間	

上記の者は、当大学等において社会福祉に関する基礎科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所 在 地

大学等・代表者氏名

印

(注) 社会福祉に関する科目と履修科目が異なる場合において、読替の範囲にないものについてはその履修科目の内容がわかるものを添付すること。

(様式4)

基本研修修了証明書

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
講義	実時間：50時間以上
演習	ア 喀痰吸引 (ア) 口腔 5回以上 (イ) 鼻腔 5回以上 (ウ) 気管カニューレ内部 5回以上 イ 経管栄養 (ア) 胃ろう又は腸ろう 5回以上 (イ) 経鼻経管栄養 5回以上 ウ 救急蘇生法 1回以上

上記の者は、当養成施設において基本研修（新養成施設指定規則に規定する別表第4備考2に規定する講義及び演習）を修了したことを証明します。

年 月 日

所在地・連絡先

養成施設・代表者氏名

印

(様式5)

実地研修修了証明書

フリガナ		
氏名		
喀痰吸引	種類	実地研修修了の有無 (修了したものに○をつけること)
	①口腔 (10回以上)	
	②鼻腔 (20回以上)	
	③気管カニューレ内部 (20回以上)	
経管栄養	種類	実地研修修了の有無 (修了したものに○をつけること)
	①胃ろう又は腸ろう (20回以上)	
	②経鼻経管栄養 (20回以上)	

上記の者は、当養成施設において医療的ケアに関する実地研修（新養成施設指定規則に規定する別表第4備考3及び別表第5備考3に規定する実地研修）を修了したことを証明します。

年 月 日

所在地・連絡先

養成施設・代表者氏名

印

(様式6)

介護福祉士実務者養成施設設置計画書

1	名 称						
2	位 置						
3	設置者		名 称				
	(名称・所在地)		住 所				
4	設置年月日						
5	種 類 等			1 学年 の定員	学級数	1 学級 の定員	修 業 年 限
	第 5 号養成施設(養成施設指定規則第 7 条の 2) (昼間課程・夜間課程・通信課程)						
6	開講期間						
7	養成施設の 長の氏名			8 事務職員 の氏名			
9	専任教員 (専任教員のうち教 務に関する主任者 には、氏名の前に◎ 印をすること)	氏 名	年齢	担当科目	資格名	該当番号	教員調書 頁番号
10	介護過程Ⅲ (面接授業) を担当する教員						
11	医療的ケア を担当する教 員						
12	その他の教 員						
開 講	指定規則上の科目名 (時間数)		時間数	教育の内容の一部を他の養成施設等に 実施させる場合にあつては実施先の名称			
	人間の尊厳と自立 (5)						
	社会の理解Ⅰ (5)						
	社会の理解Ⅱ						

科目	(30)		
	介護の基本Ⅰ		
	(10)		
	介護の基本Ⅱ		
	(20)		
	コミュニケーション技術		
	(20)		
	生活支援技術Ⅰ		
	(20)		
	生活支援技術Ⅱ		
	(30)		
	介護過程Ⅰ		
	(20)		
	介護過程Ⅱ		
	(25)		
	介護過程Ⅲ		
(45)			
こころとからだのしくみⅠ			
(20)			
こころとからだのしくみⅡ			
(60)			
発達と老化の理解Ⅰ			
(10)			
発達と老化の理解Ⅱ			
(20)			
認知症の理解Ⅰ			
(10)			
認知症の理解Ⅱ			
(20)			

	障害の理解Ⅰ (10)							
	障害の理解Ⅱ (20)							
	医療的ケア (50)							
	合計 (450)							
14 建 物	土地面積	教室等 の名称 (各室毎に記 入すること)	面 積	共用先 (共用する場 合について のみ記入)	教室等 の名称 (各室毎に記 入すること)	面 積	共用先 (共用する場 合について のみ記入)	
			m ²			m ²		
	建物延面積			m ²			m ²	
				m ²			m ²	
				m ²			m ²	
				m ²			m ²	
				m ²			m ²	
15 教 育 用 機 械 器 具 及 び 模 型	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト スライディングボード・マット 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ		体 体 床 台 台 台 台 槽 個 個 本 本	視聴覚機器 障害者用調理器具・食器類 和式布団一式 吸引装置一式 経管栄養用具一式 処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型	器 台 式 式 式 台 体 体 式 体			
16 面 接 授 業	施設名及び施設 種	氏名(法人に あつては名称)	設 置 年月日	位 置	入所 定員	担当 教員		
17 整備に要 する経費	区分	整備方法				金額		
	土地	自己所有・寄付・買収・その他()				千円		
	建物	自己所有・寄付・買収・その他()				千円		
	設備					千円		
	合計					千円		

	区分	金額
18 資金計画	自己資金	千円
	借入金	千円
	その他（具体的に）	千円
	合計	千円

(注1) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた設置計画書を作成すること。

(注2) 6の開講期間には、授業開始年月日及び授業終了年月日を記載すること。なお、1年間に複数回実施する場合には複数回分の開講期間を記載すること。

(注3) 7の養成施設の長の氏名には、設置者が養成施設でない場合にあっては設置者の長の氏名を記載すること。

(注4) 9の教務に関する主任者、10の面接授業を担当する教員及び11の医療的ケアを担当する教員の資格名欄には、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師の資格を持つ者について記入すること。

(注5) 9の専任教員のうち教務に関する主任者の該当番号の欄には、指定規則第7条の2第1項ホ(1)、(2)、(3)、(4)、(5)のうち該当する条項を記入すること。(例(1))

また、医療的ケアを担当する教員の該当番号の欄には、

(1) 医療的ケア教員講習会修了者であって、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者

(2) 介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業（不特定多数の者を対象としたものに限る。）における指導者講習会を修了した者であって、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者

のうち、いずれか該当する番号を記載すること。

(注6) 10の面接授業を担当する教員については、面接授業を担当する教員に関する調書を作成すること。

また、医療的ケアを担当する教員については、医療的ケアを担当する教員に関する調書を作成すること。ただし、9の専任教員のうち教務に関する主任者が医療的ケアを担当する教員を兼ねる場合または面接授業を担当する教員を兼ねる場合にあっては、教務に関する主任者に係る教員調書のみ作成すれば足りるものとし、この場合、教務に関する主任者、医療的ケアを担当する教員又は面接授業を担当する教員である旨がそれぞれ確認できるようにすること。

教務に関する主任者に関する調書

養成施設名			
氏名			
生年月日	年齢(歳)		
最終学歴 (学部、学科、専攻)			
担当予定科目			
該当番号			
実務者研修教員講習会	1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了		
介護教員講習会	1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了		
実務者研修教員講習会の講師	講習会実施主体名		
医療的ケア教員講習会	1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了		
介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業(不特定多数の者を対象としたものに限る。)における指導者講習会	1. 修了 (年 月 日 ~ 年 月 日) 2. 未修了		
介護過程Ⅲにおける修了講習会	1. 実習指導者講習会 (修了年月: 年 月) 2. 介護教員講習会 (修了年月: 年 月) 3. 実務者研修教員講習会 (修了年月: 年 月) 4. 主任指導者養成講習会 (修了年月: 年 月) 5. 指導者養成講習会 (修了年月: 年 月) 6. 未修了		
教育歴・職歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資格・免許・学位	名 称	取得機関	取得年月日

(注1) 教務に関する主任者ごと作成すること。

(注2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。

(注3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。

(注4) 実務経験の対象となる業務は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日付け社庶第29号)を参照のこと。

介護過程Ⅲ（面接授業）を担当する教員に関する調書

養成施設名			
氏名			
生年月日	年齢（ 歳）		
最終学歴 （学部、学科、専攻）			
担当予定科目			
該当番号			
修了講習会	1. 実習指導者講習会（修了年月： 年 月） 2. 介護教員講習会（修了年月： 年 月） 3. 実務者研修教員講習会（修了年月： 年 月） 4. 主任指導者養成講習会（修了年月： 年 月） 5. 指導者養成講習会（修了年月： 年 月） 6. 未修了		
教育歴・職歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資格・免許・学位	名 称	取得機関	取得年月日

(注1) 面接授業を担当する教員ごとに作成すること。

(注2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。

(注3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。

(注4) 実務経験の対象となる業務は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日付け社庶第29号）を参照のこと。

(注5) 他の養成施設等を実施させる場合は、実施先の面接授業担当教員ごとに作成すること。

医療的ケアを担当する教員に関する調書

養成施設名			
氏名			
生年月日		年齢(歳)	
最終学歴 (学部、学科、専攻)			
該当番号			
医療的ケア教員講習会		1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了	
介護職員によるたんの吸引等の 試行事業又は研修事業(不特定多 数の者を対象としたものに限る。) における指導者講習会		1. 修了 (年 月 日 ~ 年 月 日) 2. 未修了	
教育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日

(注1) 各教員ごとに作成すること。

(注2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。

(注3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。

添付書類

1 設置者に関する書類

- ア 法人の寄附行為又は定款
- イ 役員名簿
- ウ 申請年度の事業計画及び収支予算書
- エ 介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録
- オ 実務者養成施設の長の履歴、就任承諾書

2 建物に関する書類

配置図及び平面図(建設予定の場合は設計図)

3 整備に関する書類

(1) 土地

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定地のもの)、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書

(2) 建物

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定のもの)、寄附確約書、買収の場合は契約書

4 資金計画に関する書類

(1) 自己資金

金融機関による残高証明書等

(2) 借入金

- ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類
- イ 融資内諾書等の写

(3) 寄附金

- ア 寄附申込書
- イ 寄附をする者の財産を証明する書類

5 学則

6 入所者選抜の概要(学生等の受入の方針、受入方策等)

7 専任教員及び面接授業を担当する教員の就任承諾書

8 教育用機械器具及び模型の目録

9 時間割及び授業概要（別表 5 の教育に含まれる事項に該当する箇所の下線を引くこと。）

10 実務者養成施設に係る収支予算及び向う 2 年間の財政計画

11 教育の内容の一部を他の養成施設等を実施させる場合は、実施先の承諾書。

※ 通信課程を設ける場合には 1 から 11 に加え以下の書類を添付すること。

12 通信養成を行う地域

13 添削その他の指導の方法（各科目ごとに 1 回以上行い、採点、講評等をもろう）

14 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書

15 課程修了の認定方法

16 通信養成に使用する教材の目録

(様式7)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

申 請 者 印

介護福祉士実務者養成施設指定申請書

標記について、社会福祉士及び介護福祉士法施行令第3条の規定に基づき申請します。

介護福祉士実務者養成施設指定申請書

1	名 称						
2	位 置						
3	設置者 (名称・所在地)	名 称					
		住 所					
4	設置年月日						
5	種類等	種 類		1 学年 の定員	学級数	1 学級 の定員	修 業 年 限
		第 5 号養成施設(養成施設指定規則第 7 条の 2) (昼間課程・夜間課程・通信課程)					
6	開講期間						
7	養成施設の 長の氏名			8 事務職員 の氏名			
9	専任教員 (専任教員のうち教 務に関する主任者 には、氏名の前に◎ 印をすること)	氏 名	年齢	担当科目	資格名	該当番号	教員調書 頁番号
10	介護過程Ⅲ (面接授業) を担当する教員						
11	医療的ケア を担当する教 員						
12	その他の教 員						
開 講	指定規則上の科目名 (時間数)		時間数	教育の内容の一部を他の養成施設等に 実施させる場合にあっては実施先の名称			
	人間の尊厳と自立 (5)						
	社会の理解 I (5)						

科目	社会の理解Ⅱ (30)		
	介護の基本Ⅰ (10)		
	介護の基本Ⅱ (20)		
	コミュニケーション技術 (20)		
	生活支援技術Ⅰ (20)		
	生活支援技術Ⅱ (30)		
	介護過程Ⅰ (20)		
	介護過程Ⅱ (25)		
	介護過程Ⅲ (45)		
	こころとからだのしくみⅠ (20)		
	こころとからだのしくみⅡ (60)		
	発達と老化の理解Ⅰ (10)		
	発達と老化の理解Ⅱ (20)		
	認知症の理解Ⅰ (10)		
	認知症の理解Ⅱ (20)		

	障害の理解Ⅰ (10)							
	障害の理解Ⅱ (20)							
	医療的ケア (50)							
	合計 (450)							
14 建 物	土地面積	教室等 の名称 (各室毎に 記入すること)	面 積	共用先 (共用する場 合について のみ記入)	教室等 の名称 (各室毎に記 入すること)	面 積	共用先 (共用する場 合について のみ記入)	
			m ²			m ²		
			m ²			m ²		
	建物延面積			m ²			m ²	
				m ²			m ²	
				m ²			m ²	
				m ²			m ²	
15 教 育 用 機 械 器 具 及 び 模 型	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト スライディングボード・マット 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ		体 体 床 台 台 台 台 槽 個 個 本 本	視聴覚機器 障害者用調理器具・食器類 和式布団一式 吸引装置一式 経管栄養用具一式 処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型	器 台 式 式 式 台 体 体 式 体			
16 面 接 授 業	施設名及び施設 種	氏名（法人に あつては名称）	設 置 年月日	位 置	入所 定員	担当 教員		

(注1) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた指定申請書を作成すること。

(注2) 6の開講期間には、授業開始年月日及び授業終了年月日を記載すること。なお、1年間に複数回実

施する場合については複数回分の開講期間を記載すること。

(注3) 7の養成施設の長の氏名には、設置者が養成施設でない場合にあつては設置者の長の氏名を記載すること。

(注4) 9の教務に関する主任者、10の面接授業を担当する教員及び11の医療的ケアを担当する教員の資格名欄には、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師の資格を持つ者について記入すること。

(注5) 9の専任教員のうち教務に関する主任者の該当番号の欄には、指定規則第7条の2第1項ホ(1)、(2)、(3)、(4)、(5)のうち該当する条項を記入すること。(例(1))

また、医療的ケアを担当する教員の該当番号の欄には、

(1) 医療的ケア教員講習会修了者であつて、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者

(2) 介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業(不特定多数の者を対象としたものに限る。)における指導者講習会を修了した者であつて、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者

のうち、いずれか該当する番号を記載すること。

(注6) 10の面接授業を担当する教員については、面接授業を担当する教員に関する調書を作成すること。

また、医療的ケアを担当する教員については、医療的ケアを担当する教員に関する調書を作成すること。ただし、9の専任教員のうち教務に関する主任者が医療的ケアを担当する教員を兼ねる場合または面接授業を担当する教員を兼ねる場合にあつては、教務に関する主任者に係る教員調書のみ作成すれば足りるものとし、この場合、教務に関する主任者、医療的ケアを担当する教員又は面接授業を担当する教員である旨がそれぞれ確認できるようにすること。

教務に関する主任者に関する調書

養成施設名			
氏名			
生年月日	年齢(歳)		
最終学歴 (学部、学科、専攻)			
担当予定科目			
該当番号			
実務者研修教員講習会	1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了		
介護教員講習会	1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了		
実務者研修教員講習会の講師	講習会実施主体名		
医療的ケア教員講習会	1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了		
介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業(不特定多数の者を対象としたものに限る。)における指導者講習会	1. 修了 (年 月 日 ~ 年 月 日) 2. 未修了		
介護過程Ⅲにおける修了講習会	1. 実習指導者講習会 (修了年月: 年 月) 2. 介護教員講習会 (修了年月: 年 月) 3. 実務者研修教員講習会 (修了年月: 年 月) 4. 主任指導者養成講習会 (修了年月: 年 月) 5. 指導者養成講習会 (修了年月: 年 月) 6. 未修了		
教育歴・職歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資格・免許・学位	名 称	取得機関	取得年月日

(注1) 教務に関する主任者ごと作成すること。

(注2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。

(注3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。

(注4) 実務経験の対象となる業務は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日付け社庶第29号)を参照のこと。

介護過程Ⅲ（面接授業）を担当する教員に関する調書

養成施設名			
氏名			
生年月日		年齢（ 歳）	
最終学歴 （学部、学科、専攻）			
担当予定科目			
該当番号			
修了講習会		1. 実習指導者講習会（修了年月： 年 月） 2. 介護教員講習会（修了年月： 年 月） 3. 実務者研修教員講習会（修了年月： 年 月） 4. 主任指導者養成講習会（修了年月： 年 月） 5. 指導者養成講習会（修了年月： 年 月） 6. 未修了	
教育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日

（注1） 面接授業を担当する教員ごとに作成すること。

（注2） 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。

（注3） 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。

（注4） 実務経験の対象となる業務は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日付け社庶第29号）を参照のこと。

（注5） 他の養成施設に実施させる場合は、実施先の面接授業担当教員ごとに作成すること。

医療的ケアを担当する教員に関する調書

養成施設名			
氏名			
生年月日		年齢(歳)	
最終学歴 (学部、学科、専攻)			
該当番号			
医療的ケア教員講習会		1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了	
介護職員によるたんの吸引等の 試行事業又は研修事業(不特定多 数の者を対象としたものに限る。) における指導者講習会		1. 修了 (年 月 日 ~ 年 月 日) 2. 未修了	
教育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日

(注1) 各教員ごとに作成する。

(注2) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。

(注3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。

添付書類

1 設置者に関する書類

- ア 法人の寄附行為又は定款
- イ 役員名簿
- ウ 申請年度の事業計画及び収支予算書
- エ 介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録
- オ 実務者養成施設の長の履歴、就任承諾書

2 建物に関する書類

配置図及び平面図(建設予定の場合は設計図)

3 整備に関する書類

(1) 土地

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定地のもの)、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書

(2) 建物

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定のもの)、寄附確約書、買収の場合は契約書

4 資金計画に関する書類

(1) 自己資金

金融機関による残高証明書等

(2) 借入金

- ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類
- イ 融資内諾書等の写

(3) 寄附金

- ア 寄附申込書
- イ 寄附をする者の財産を証明する書類

5 学則

6 入所者選抜の概要(学生等の受入の方針、受入方策等)

7 専任教員及び面接授業を担当する教員の就任承諾書

8 教育用機械器具及び模型の目録

9 時間割及び授業概要（別表5の教育に含まれる事項に該当する箇所に下線を引くこと。）

10 実務者養成施設に係る収支予算及び向う2年間の財政計画

11 教育の内容の一部を他の養成施設等を実施させる場合は、実施先の承諾書。

※ 通信課程を設ける場合には1から11に加え以下の書類を添付すること。

12 通信養成を行う地域

13 添削その他の指導の方法（各科目ごとに1回以上行い、採点、講評等をもろう）

14 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書

15 課程修了の認定方法

16 通信養成に使用する教材の目録